

令和 2 年度

# 新漁港建設業の将来ビジョン

(素案)

令和 2 年 11 月

一般社団法人 全日本漁港建設協会



## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 新漁港建設業将来ビジョンの趣旨             | 1  |
| 2. 新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ           | 2  |
| 3. 漁港建設業をとりまく課題                | 4  |
| 3-1. 漁港漁場政策をとりまく課題             | 4  |
| (1) 漁港漁場整備長期計画                 | 4  |
| (2) 水産政策改革                     | 6  |
| 3-2. 漁港漁場整備をとりまく課題             | 8  |
| (1) 水産資源の減少                    | 8  |
| (2) 温暖化の進行                     | 10 |
| (3) 災害の多発・巨大化                  | 12 |
| (4) 漁村活力の低下                    | 15 |
| (5) 市町村の技術者不足                  | 17 |
| 3-3. 漁港建設業に関する課題               | 20 |
| (1) 担い手3法及び運用指針の改定             | 20 |
| (2) 人材・担い手不足と特定技能外国人労働受入れ制度の創出 | 25 |
| (3) 建設業における新型コロナウイルス対策         | 28 |
| (4) SDGs 達成に向けた取り組み強化          | 30 |
| 4. 新漁港建設業将来ビジョン                | 32 |
| 4-1. 漁港建設業が果たす公益的機能            | 32 |
| (1) 公益的役割の考え方                  | 32 |
| 1) 地域社会への貢献                    | 32 |
| 2) 地域経済・水産業への貢献                | 33 |
| 3) 地域の守り手としての貢献                | 33 |
| 4) 国土保全と形成への貢献                 | 34 |
| (2) アンケート調査から見る具体的な公益的機能       | 37 |
| 4-2. 新漁港建設業ビジョン                | 41 |
| (1) 目指すべき方向の考え方                | 41 |
| (2) 目指すべき課題と目標                 | 43 |
| 1) 安定した利益の確保                   | 43 |
| 2) 将来に希望が持てる漁港建設業              | 48 |
| 3) 安全・効率的で魅力ある事業環境創出           | 52 |
| 4) 革新的技術の導入                    | 56 |
| 4-3. 新漁港建設業将来ビジョンの達成に向けて       | 59 |
| 5. おわりに                        | —  |
| 資料編                            | —  |



## 1. 新漁港建設業将来ビジョンの趣旨

新漁港建設業将来ビジョンは、漁港建設業将来ビジョン（平成 27 年 5 月 ※以下、旧ビジョンという。）策定後 5 年を経過する中で、わが国の漁業・水産業の状況や漁港漁場政策、漁港漁場整備及び漁港建設業をとりまく環境の大きな変化を見据え、より時代の要請に的確に応える漁港建設業発展の姿を明確にするためにその内容を改定したものである。

新漁港建設業将来ビジョンは、水産政策の大改革や新型コロナウイルス禍など変革期にある状況下、漁港建設業者の目標と励みになると同時に、国民から支持と理解が得られるものを目指し、旧ビジョンの趣旨の考え方は引き継ぎつつ、今後の漁港建設業の健全な発展に向けて漁港建設業が目指すべき目標とその実現に向けた道筋を新たに整理するものである。

### 【新漁港建設業将来ビジョンの趣旨】

漁港建設業は、漁業及び漁港漁村の発展とともに、災害対応などの地域の守り手としての貢献、地域の伝統行事や環境保全活動など地域社会への貢献、日々の漁業活動支援など地域経済活動への貢献、国土の保全と形成への貢献など自他ともに認める社会的使命と責任を自覚するとともに、希望と誇りを持って活動してきた。

この希望と誇りをもって将来にわたり社会的貢献を果たすため、漁港建設業が抱える課題を様々な角度から分析し、国及び地域社会に貢献する漁港建設業の理念と将来のあるべき姿を描き、その実現と持続的発展のためにとるべき方策をビジョンとして取りまとめたものである。

新漁港建設業将来ビジョンは、旧ビジョンの柱である、①漁港建設業が果たす役割（漁港建設業が維持されることによって果たしてきた社会貢献活動など公益的機能の発揮）を最近の実情を踏まえ評価、再整理したうえで、②漁港建設業のあるべき未来の姿（健全な漁港建設業の構築に向けた課題と目標の設定）を描き、会員等の意見要望を十分に反映しつつ、その実現に向けた道筋を提示するものである。

## 2. 新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ

新漁港建設業将来ビジョンの策定の具体的な作業は、下図（図 2-1 参照）の流れに沿って行った。

旧ビジョン（平成 27 年 5 月）策定後の状況の変化や新たな要請に関する前提調査（平成元年度実施）の結果をもとに作成した新漁港建設業将来ビジョンの骨子を第 1 回検討委員会（令和 2 年 7 月開催）に提示し、内容に関する各委員の自由意見を聴取した。

その後、第 1 回委員会での意見を踏まえて、必要事項に関する会員アンケートを実施しつつ、新漁港建設業将来ビジョンの内容補強作業を進めるとともに、必要に応じてワーキンググループを開催し、内容の補強・調整を進め、第 2 回検討委員会（令和 2 年 11 月）に新漁港建設業将来ビジョン案を提示、更に内容に関する委員の意見を聴取するとともに、最終的な内容の補強・調整を行い、（以下予定）平成 2 年 3 月に運営委員会への新漁港建設業将来ビジョン最終案の報告、平成 3 年 3 月の理事会への同ビジョン最終案報告と承認を経て、平成 3 年 5 月に新漁港建設業将来ビジョンを発刊し、関係者に配布した。なお、下記の大まかな流れの中で、随時、ホームページを通じたパブリックコメントの発信等を通じて、新漁港建設業将来ビジョンの内容の補強に努めた。

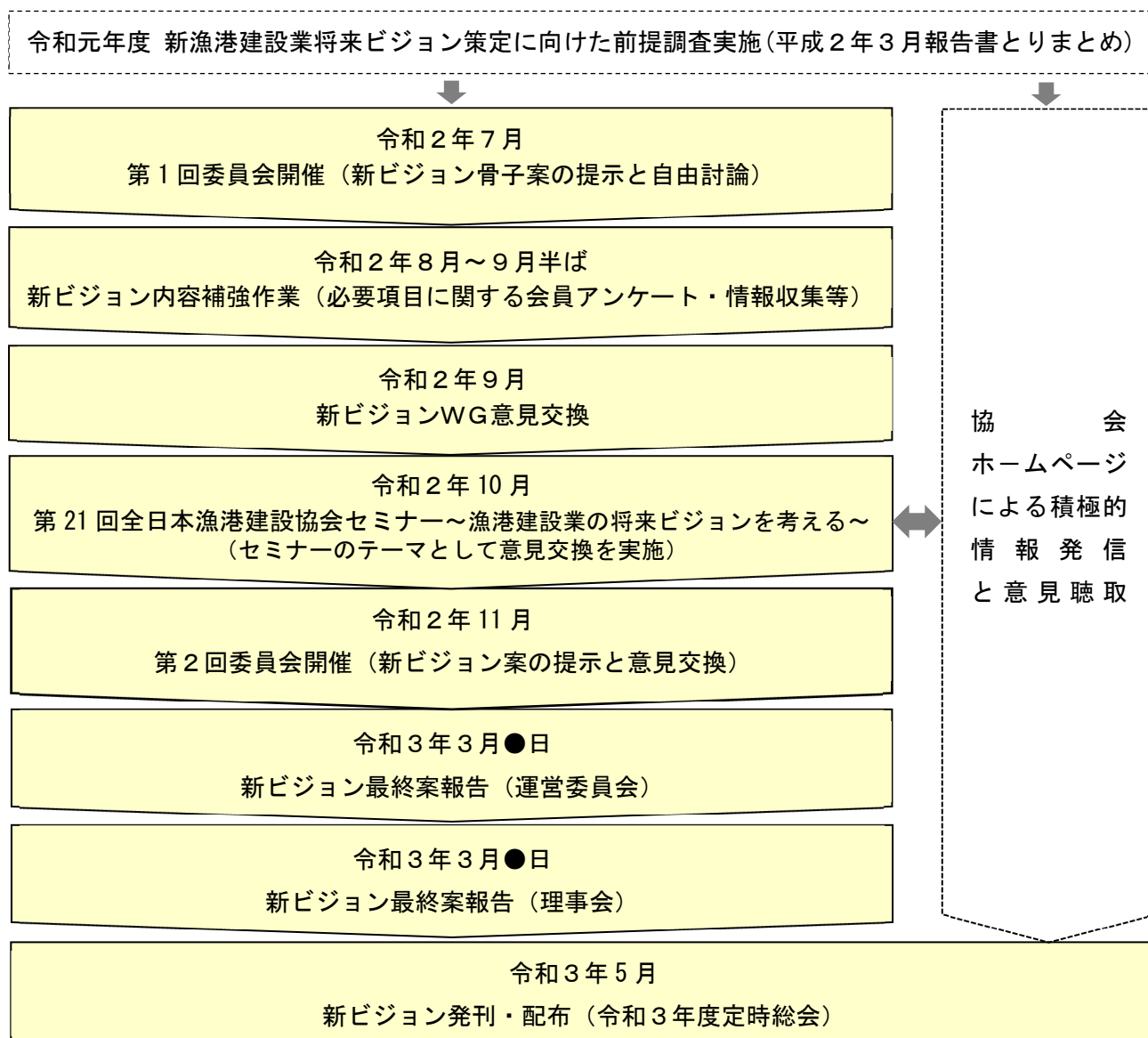


図 2-1 新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ

なお、新漁港建設業将来ビジョンの策定に当たっては、（一社）全日本漁港建設協会内に「新漁港建設業将来ビジョン策定委員会」（※下記表 2-1 に委員会名簿を記載）を設置し、関係有識者の知見を積極的に反映する方法をとった。

本委員会は、平成 2 年度内に通算 2 回開催し、そこでいただいた貴重な意見をもとに、調査・検討・分析及び本ビジョンの内容確定と編集等に反映し、新漁港建設業将来ビジョンの策定に至っている。

表 2-1 漁港建設業将来ビジョン策定委員会委員名簿

| 区分     |        | 氏名     | 勤務先                   |
|--------|--------|--------|-----------------------|
| 委員     | 会長     | 岡 貞行   | 一般社団法人全日本漁港建設協会       |
|        | 学識経験者  | 青柳 剛   | 全国建設業協同組合連合会          |
|        |        | 片石 温美  | 中央大学研究開発機構教授（客員）      |
|        |        | 富田 宏   | 株式会社漁村計画代表取締役         |
|        | 副会長    | 長谷川 浩一 | 堀江工業株式会社代表取締役社長       |
|        |        | 佐野 茂樹  | 青木建設株式会社代表取締役         |
|        |        | 寄神 茂之  | 寄神建設株式会社取締役会長         |
|        |        | 礪野 崇   | アイサワ工業株式会社常務取締役       |
|        |        | 米盛 庄一郎 | 米盛建設株式会社代表取締役社長       |
|        | 広報委員   | 安成 椰子  | 株式会社水産経済新聞社代表取締役社長    |
|        |        | 坂川 博志  | 株式会社日刊建設工業新聞社取締役編集担当  |
| オブザーバー | 水産庁    | 浅川 典敬  | 水産庁漁港漁場整備部整備課長        |
|        | 運営委員   | 林 浩一郎  | 林建設工業株式会社代表取締役社長      |
|        |        | 馬越 成之  | 東亜建設工業株式会社横浜支店執行役員支店長 |
|        |        | 池内 茂雄  | 株式会社浅川組代表取締役会長兼社長     |
|        |        | 本杉 成美  | タチバナ工業株式会社代表取締役社長     |
|        |        | 田中 秀征  | 株式会社明興建設代表取締役         |
|        |        | 石津 健光  | 常総開発工業株式会社取締役会長       |
|        |        | 伏見 光暁  | 株式会社伏光組代表取締役          |
|        | 臨時特別委員 | 西村 幸浩  | 全日本漁港建設協会北海道支部長       |
|        |        | 根 慎吾   | 全日本漁港建設協会長崎県支部長       |

（注）臨時特別委員は、第 2 回目の委員会から参画

### 3. 漁港建設業をとりまく課題

旧ビジョンの策定（平成 27 年 5 月）から 5 年目を迎える令和 2 年時点にあつて、漁港建設業将来ビジョンの背景となるわが国の漁業、水産業、漁村を始め、漁港漁場政策（漁港漁場整備長期計画の見直しや水産政策改革など基本的施策方針の改変など）や漁港漁場整備、漁港建設業をとりまく課題や環境は、大きく変化している。従って、このような変化と課題を必要十分に反映したビジョンの見直しを行うものである。

以下、新漁港建設業将来ビジョン策定の前提となる多様な環境変化に伴う、漁港漁場政策をとりまく課題、漁港漁場整備をとりまく課題、漁港建設業界をとりまく課題といった主な課題を整理・概観する。

#### 3-1. 漁港漁場政策をとりまく課題

##### (1) 漁港漁場整備長期計画

###### （背 景）

平成 29 年度～平 33 年度(令和 3 年度)の 5 年を実施期間とした「新たな漁港漁場整備長期計画」が策定され、現在進行形の漁港漁場整備事業の基本的な考え方、重点課題と実施の目標が定められている（※図 3-1-1 新たな漁港漁場整備長期計画の全体像参照）。

- ・世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来などの現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化
- ・水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進
- ・国民にわかりやすい政策目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理の高度化などの新たな手法を取り入れ、事業の効率性や実効性を確保

###### （新たな漁港漁場整備長期計画 [平成 29 年度～平成 33 年度(令和 3 年度)] のポイント）

漁港建設業将来ビジョン策定（平成 27 年 5 月）後の平成 29 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）を計画期間とした「新たな漁港漁場整備長期計画」が策定・公表され、平成 29 年度を初年度とする 5 年間の漁港漁場整備長期計画重点課題として、4 つの柱とそれぞれの重点課題に共通する事項が定められた。

- ①ポイント 1：水産業の競争力強化と輸出促進
- ②ポイント 2：豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- ③ポイント 3：大規模自然災害に備えた対応力強化
- ④ポイント 4：漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出
- ⑤ポイント 5：共通事項として、漁港漁場施設の管理の高度化（ICT を活用した漁港漁場施設の管理や機能保全の効率化など）



新たな漁港漁場整備長期計画は、4つの重点課題（①水産業の競争力強化と輸出促進、②豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、③大規模自然災害に備えた対応力強化、④漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出）と、それらの課題にまたがる共通事項としての漁港漁場施設の管理の高度化により構成されている。

特に、「重点課題④漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」の趣旨である活力ある漁村づくりが、長期計画のテーマとなっている点と、漁港漁場施設の管理の高度化（ICTの活用による重点課題への対応）が共通事項として挙げられている点が注目される。

#### （目指す主な成果・事業量）

水産基盤整備における課題に適確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施することとしている。

## 新たな漁港漁場整備長期計画（平成29～33年度）



資料-水産庁(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/170328-1.pdf>)

図 3-1-1 新たな漁港漁場整備長期計画の全体像

#### （漁港建設業の対応状況と課題）

令和4年度には、次期漁港漁場整備長期計画が策定される。本計画は、令和4年度以降の漁港漁場整備長期計画の基本となるものであり、漁港建設業界としては、漁港建設業の前提となる漁業の活性化（漁場整備など基礎生産力の向上）や南海トラフ起因の大規模地震・津波や激甚化する自然災害に対応した国土強靱化施策の強化に対する関心が高く、次期計画策定に向けこれらの施策強化に関する積極的な情報発信と策定後の新たな長期計画に応じた適切な対応が必要となる。

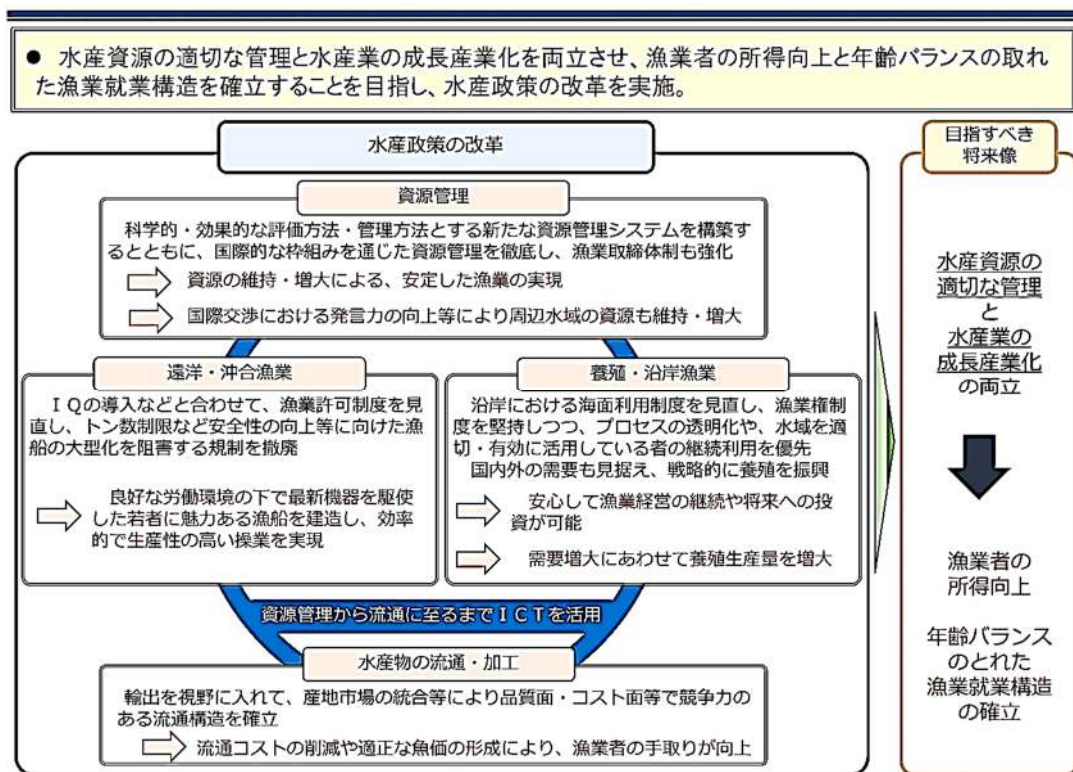
## (2) 水産政策改革

### (背 景)

70年ぶりに漁業法が改正され、平成30年12月に公表された「水産政策の改革」は、資源や漁獲量の減少と担い手である漁業者の減少傾向に鑑み、広い範囲にまたがる大きな変革の方向を示している。

「水産政策の改革」の全体像は以下のとおりであり、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施することとしている。

水産政策の改革を構成する、①資源管理、②水産物の流通・加工、③遠洋・沖合漁業、④養殖・沿岸漁業に係る改革の詳細は、下図（図3-1-2）に示すとおりであり、資源管理から流通に至るまでICTを活用することとしている。



資料-水産庁  
[www.fishexp.hro.or.jp/cont/jochokai/conference/jt2ims00000000tg-att/shiryo7\\_1\\_suisanseisaku.pdf](http://www.fishexp.hro.or.jp/cont/jochokai/conference/jt2ims00000000tg-att/shiryo7_1_suisanseisaku.pdf)

図3-1-2 水産政策の改革の全体像

### (水産政策改革のポイント)

水産政策改革の6つのポイントと水産基盤整備との関連を整理すれば、以下のとおりである。

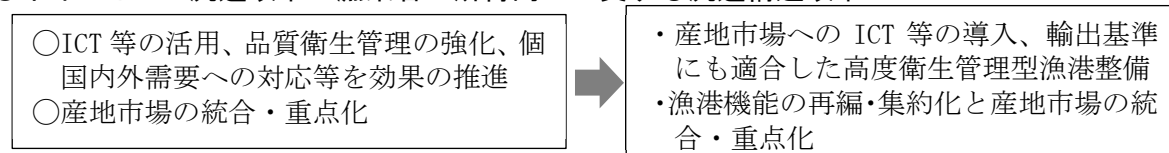
#### ○ポイント1：資源管理：新たな資源管理システムの構築

- 国際的に遜色ない科学的・効果的な評価方法及び管理方法
- 毎年度漁獲可能性(TAC)を設定

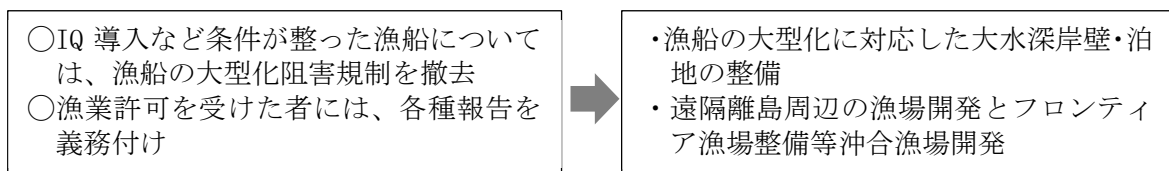


- ・拠点漁港における水揚げ情報の把握システム(ICTの導入)
- ・外国漁船取り締まり船支援バース整備

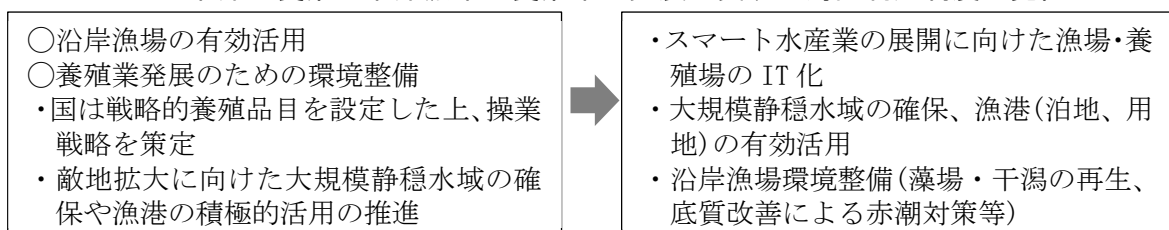
## ○ポイント2：流通改革：漁業者の所得向上に資する流通構造改革



## ○ポイント3：遠洋・沖合：生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し



## ○ポイント4：沿岸・養殖：沿岸漁業・養殖業の発展に資する海面利用制度の見直し



## ○ポイント5：水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し（※省略）

## ○ポイント6：漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮



### （漁港建設業の状況と課題）

健全な漁港建設業の発展の基本は漁業振興に他ならず、的確かつ有効な漁場整備の推進による海域の基礎生産力の向上が不可欠である。このような観点から、漁港建設業としては、水産政策改革のポイントを十分理解した上で、持続的漁業や水産業の成長産業化が漁船の大型化に対応した泊地や岸壁の整備など漁港建設業の維持発展に寄与する事業等に着目すると同時に、短期的には、漁協など地域生産組織の理解と協働を前提とした養殖業への参入といった企業経営の多角化の可能性などに積極的に取り組んでいくことも必要である。



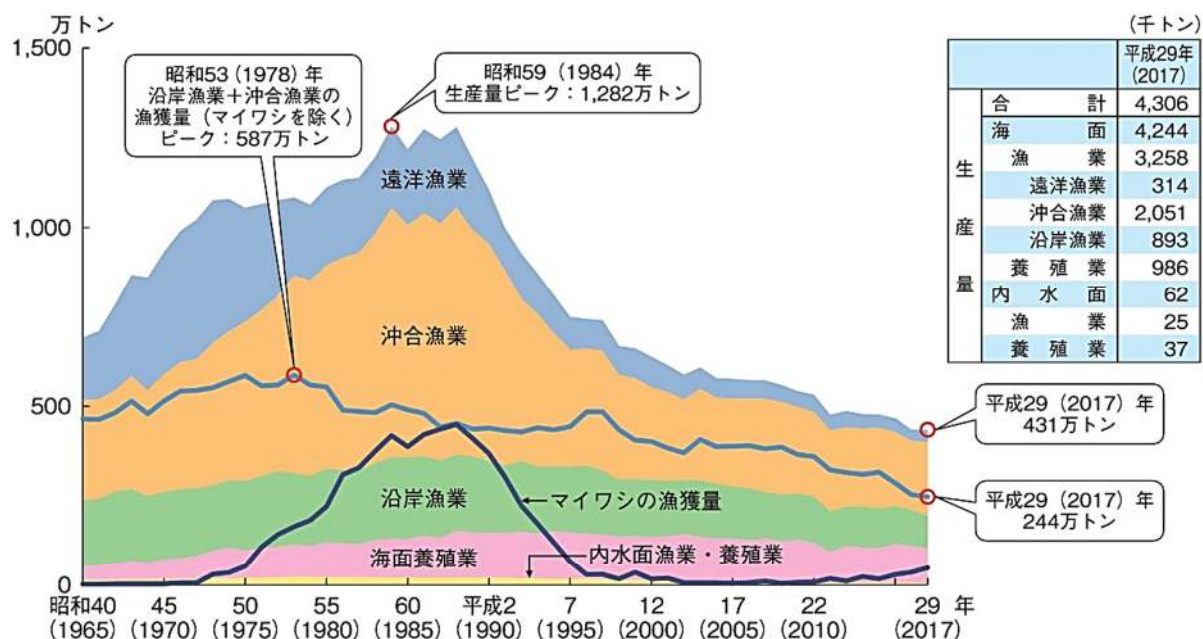
## 3-2. 漁港漁場整備をとりまく課題

### (1) 水産資源の減少

#### (背景)

近年、国内の地域漁業・水産業を根本的に支える水産資源及び漁獲量の低迷が顕著であり、産業としての漁業・水産業をとりまく環境疲弊の要因となっている。

わが国の漁業・養殖業生産量は、昭和 59 (1984) 年をピーク (1,282 万トン) に、平成 7 (1995) 年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いている。昭和 59 (1984) 年以降の急速な減少は、沖合漁業のうち旋網漁業によるマイワシ漁獲量の減少によるものが最も大きく、これは海洋環境の変動の影響を受けて資源量が減少したことが主な要因と考えられている。



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 平成19 (2007) ～22 (2010) 年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。

2) 内水面漁業生産量は、平成12 (2000) 年以前は全ての河川及び湖沼、平成13 (2001) ～15 (2003) 年は主要148河川28湖沼、平成16 (2004) ～20 (2008) 年は主要106河川24湖沼、平成21 (2009) ～25 (2013) 年は主要108河川24湖沼、平成26 (2014) 年～29 (2017) 年は主要112河川24湖沼の値である。平成13 (2001) 年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収獲量であり、平成19 (2007) 年以降の収獲量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。

3) 平成18 (2006) 年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕は含まない。

資料－水産庁 (平成 30 年水産白書)

図 3-2-1 漁業・養殖業の生産量の推移

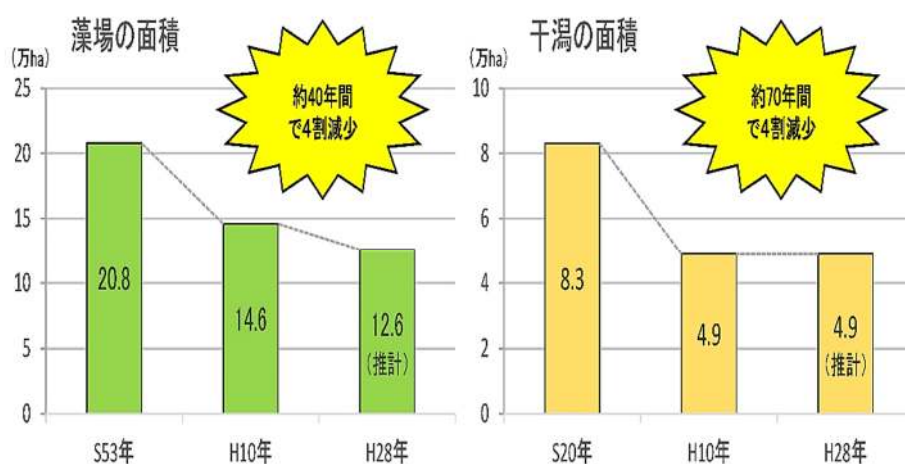
一方、漁業生産額は、海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する中で、漁業者の減少・高齢化、漁船の高船齢化等に伴う生産体制のぜい弱化、国民の「魚離れ」の進行等により、平成 24 (2012) 年まで長期的に減少してきたが、平成 25 (2013) 年以降は消費者ニーズの高い養殖魚種の生産の進展等により増加に転じている。

## （水産資源減少のポイント）

### ○ポイント1：藻場・干潟の減少傾向

藻場は、本来、様々な海洋生物の産卵の場を提供していると同時に、多くの水産生物の幼稚仔魚期の保育場となっており、沖合域に生息する魚等の資源培養に役立っている。また、干潟は、アサリ等の生産の場であるとともに、魚類を始めとする多くの水産生物が幼稚仔期を過ごすための保育場となっている。

一方、主に、埋立や透明度の低下、化学物質の流入、磯焼けなどを要因として、水産生物の維持に重要な役割を果たす藻場、干潟の減少が著しい。近年では、温暖化の進行による南方系の外敵生物の北上による藻場の外敵生物の増加や、干潟の機能を守ってきた二枚貝の捕食生物（ナルトビエイ等）の増加も指摘されている。従って、地球温暖化の更なる進行は、これまでと異なる藻場・干潟機能の低下をもたらす恐れがあることに留意しておく必要がある。



資料-水産庁(平成 28 年)

図 3-2-2 藻場・干潟減少の推移

### ○ポイント2：魚種や植生の交代

水産資源の資源量は海洋環境（①水温、②海流、③餌量等）の影響を強く受ける。特に、卵や仔稚魚と呼ばれる発生の初期段階における生残率は、海洋環境の影響を強く受けることになる。

1990 年代以降、わが国周辺水域は温暖レジームにあり、カタクチイワシやスルメイカの資源状況が良好であったが、近年はこれらの魚種の資源量が減るとともに、マイワシの資源量が増えており、寒冷レジームに移行しつつある可能性が示唆されている。

気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響を与える。海水温の上昇が主要因と考えられる近年の現象として、ブリやサワラ等の分布域の北上があり、ブリについては、近年、北海道における漁獲量が増加している。

また、沿岸資源については、九州沿岸で磯焼けが拡大してイセエビやアワビ等の磯根資源が減少したり、瀬戸内海では南方系魚類であるナルトビエイの分布拡大によるアサリへの食害が増加したりしている。

更に、養殖業においては、青森県陸奥湾でのホタテガイの大量斃死や広島県広島湾でのカキの斃死率の上昇、有明海でのノリの生産量の減少等が報告されている。

このような状況に対処するためには、例えば、分布域が北上した魚種については現地での利用を促進したり、ホタテガイの大量斃死を防ぐために、水温が 20℃を超えた際に養殖施設を水温の低い下層に移すなどの対策を検討していくことが必要である。

(水産庁：海洋環境の変化と水産資源との関連より)

### (漁港建設業の状況と課題)

漁港建設業は、水産基盤整備事業に依存する部分が多いが、そもそも前提として地域が成り立つに足る健全な漁業・水産業の維持が重要である。つまり、漁港建設業の発展は、わが国漁業・水産業の維持・発展と車の両輪の関係にあり、漁港建設業界としてもわが国漁業・水産業の発展に資する藻場・干潟の再生や広域漁場整備などの施策展開を次期漁港漁場整備計画の柱として位置付けられるよう運動していく必要がある。

短・中域的な視点から、漁港建設業は、漁港漁村の維持・発展に直結する漁業生産（所得）向上のための藻場・干潟など海域の基礎生産力を向上させるため既に一定の実績がある環境改善技術開発を更に拡充・実践し、減少傾向にある藻場・干潟造成に積極的に取り組んでいくと同時に、生産力向上に向け、養殖漁場を含めた漁場改良に積極的に取り組むことが重要である。

一方、地球温暖化の影響もあると見られる魚種交替により、地域の伝統的有用魚種が減少し、地域漁業の衰退を招いている現状に鑑み、広域漁場整備や増養殖推進などの効果的生産増強のための事業の積極的支援を技術開発などの面から支援していく必要がある。

## (2) 温暖化の進行

### (背 景)

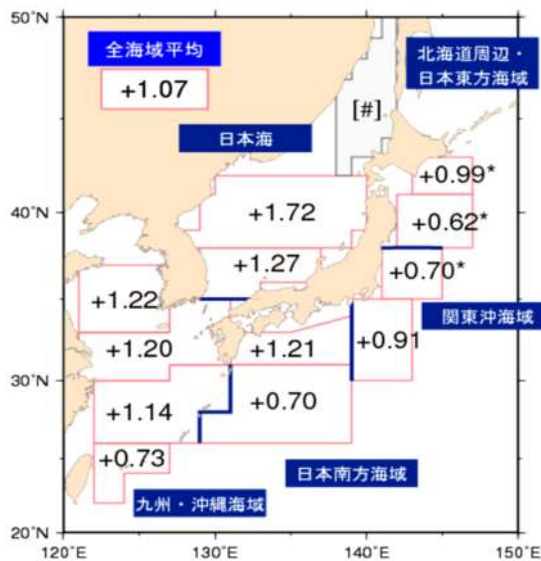
地球規模の経済発展に伴う CO<sub>2</sub> の急激な増加を主な要旨とした地球温暖化の進行は、まさに世界規模の危機と言え、わが国の漁業・水産業、水産基盤施設等の維持に大きな影響を与えつつあり、漁港建設業に課せられる役割は、より大きくなってきている。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書 (2013～2014 年) によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880 年から 2012 年の期間に 0.85℃上昇したとされている。

IPCC 第 5 次評価報告書では、20 世紀末頃 (1986 年～2005 年) と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末 (2081 年～2100 年) の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇すると想定されており、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高くなると予測されている。

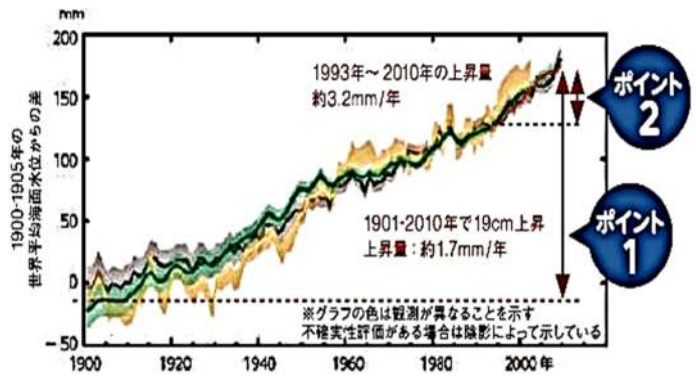
日本近海の各海域の海面水温も上昇しており、統計的に有意な長期変化傾向が見られる。気象庁の過去 100 年間のデータによると、日本海側で 1.72 度の上昇がみられる。

また、平均海面水位は、最大 82cm 上昇する可能性が高いと予測されている。1901～2010 年の 110 年間に世界の海面水位は、1 年当たり平均で約 1.7mm 上昇した (※図 3-2-4 ポイント①)。特に、直近の 1993～2010 年では、年間平均で約 3.2mm と急激に上昇している (※図 3-2-4 ポイント②)。最大の要因は、海洋の熱膨張であり、次いで、氷河・グリーンランド氷床・南極氷床の減少などが挙げられている。



資料—気象庁

図 3-2-3 2014 年までの約 100 年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇率



資料—地球温暖化の概要（環境省）

図 3-2-4 海面水位の長期変化傾向（全球平均）

### （温暖化の進行のポイント）

#### ○ポイント 1：魚種交代による漁場の変化

日本近海漁場における北方系種の減少と南方系種の増加（※地域に根付いた漁業・水産業の変容）など、魚種交代により漁場が変化するとともに、これに付随して、藻場のアイゴやブダイなど外敵生物の増加・活性化につながる場合も多くみられる。

#### ○ポイント 2：海面上昇と国土保全要請等

日本近海の各海域の海面水温は上昇しており、統計的に有意な長期変化傾向が見られる。また、2015 年までの日本近海の海域平均海面水温（年平均）の上昇率は、 $+1.07^{\circ}\text{C}/100$  年となっている。この上昇率は、世界全体で平均した海面水温の上昇率（ $+0.52^{\circ}\text{C}/100$  年）よりも大きく、日本の気温の上昇率（ $+1.19^{\circ}\text{C}/100$  年）と同程度の値となっている。これにより、既存の防潮堤や堤防、岸壁等の高さが海面高さに比較して相対的に低くなることから、今後必然的に、越波、浸水等の危険性が増加することになる。

#### ○ポイント 3：CO<sub>2</sub>削減等カーボンニュートラルへの要請

令和 2 年 10 月、菅新総裁は、所信表明演説にて日本政府としては初めて「2050 年までに CO<sub>2</sub> ネット排出量をゼロ（カーボンニュートラル）にする」との目標を表明した。今後、地球温暖化の主要な要因と言われている CO<sub>2</sub> 排出量のさらなる抑制が求められるところ、漁業関係では漁船の省エネ化、冷凍・冷蔵フロンガス対応などへの取り組みが必要となっている。

### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業に関する温暖化の課題としては、①魚種交代や漁場の変化に対応した、漁場造成や漁場環境保全技術の開発、②海面上昇や設計沖波の増大など自然外力の増加に対応した堤防や防波堤等の効果的な強靱化対策、③カーボンニュートラルに向けた CO<sub>2</sub> 削減対策としての省エネ・再生可能エネルギー転換や CO<sub>2</sub> 吸収源対策として期待される藻場等の効果的な造成技術開発が求められている。



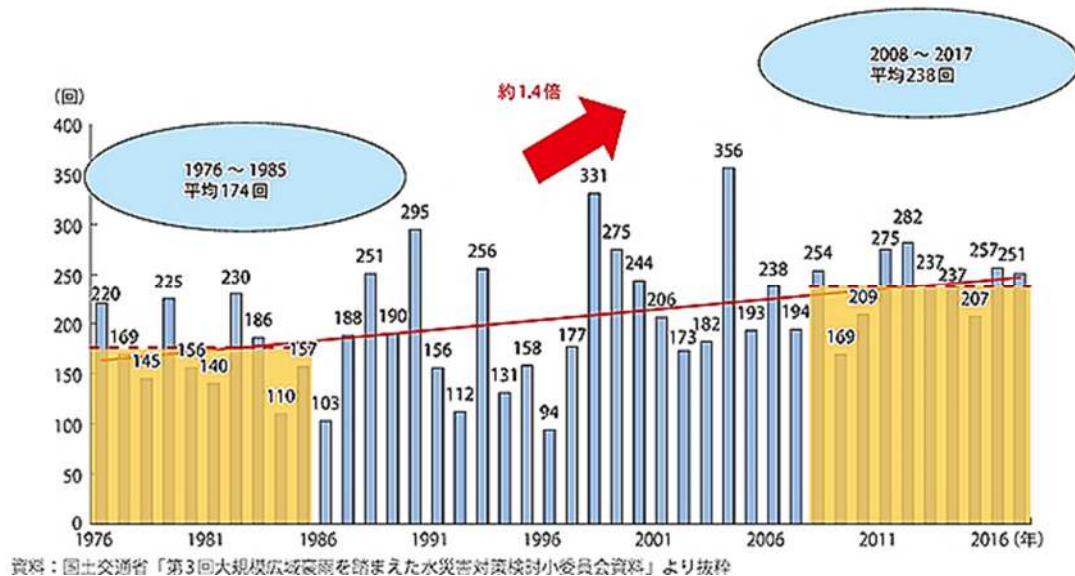
### (3) 災害の多発・巨大化

#### (背 景)

近年、さまざまな自然災害の増加と激甚化が顕著となっており、事前防災、事前復興、国土の強靱化要請がより切実に高まってきている。

わが国における自然災害の発生件数と被害額の推移を概観すると、自然災害の発生件数は変動を伴いつつも、明らかに増加傾向にあり、特に、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災の発生時には大規模な被害を記録している。なかでも、2018年7月豪雨（西日本豪雨）では、豪雨災害としては初めて激甚災害として指定されるなど広範囲に大きな被害をもたらした。

次図（図3-2-5）によれば、こうした被害をもたらす大雨について、1時間当たりの降水量50mmを上回る大雨の発生件数が、この30年間で1.4倍に増加していることが分かる。今後も地球温暖化等の気候変動の影響により、水害及びそれに伴う土砂崩れ災害等が頻発する懸念がある。

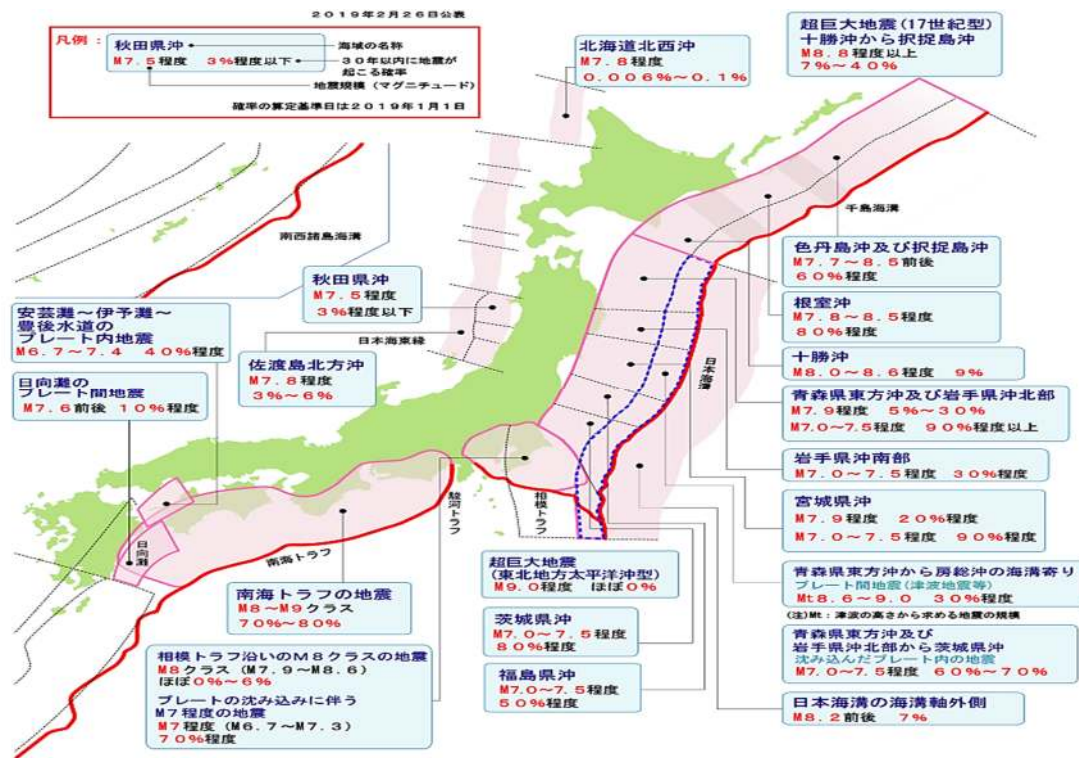


資料-中小企業白書（2019年）

図3-2-5 1時間あたり降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1000地点当たり）

また、わが国は地震の常襲地域でもあり、東日本大震災などの経験をもとに、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震や根室沖地震、宮城沖地震などの大規模地震津波災害に備える必要がある（図3-2-6参照）。





資料-地震調査研究推進本部事務局

図 3-2-6 今後（30 年以内）に発生が懸念される地震一覧

#### （災害の多発・巨大化のポイント）

- ポイント1：台風の頻発と大型化とこれまでにない進路による被害の拡大
- ポイント2：毎年のように見られる観測史上最大と形容される豪雨・洪水被害の増加
- ポイント3：南海トラフ地震・津波や、北海道から東北北部太平洋沖の千島海溝・日本海溝地震・津波（内閣府検討会推計）等全国沿岸域における大規模地震・津波発生懸念
- ポイント4：これらの大規模災害に対応した国土強靱化要請の高まり
- ※ポイント5：2019年12月以降の世界的新型コロナウイルス蔓延による消費形態の変化による漁業・水産業の疲弊と漁港建設業における感染防止対策などの要請

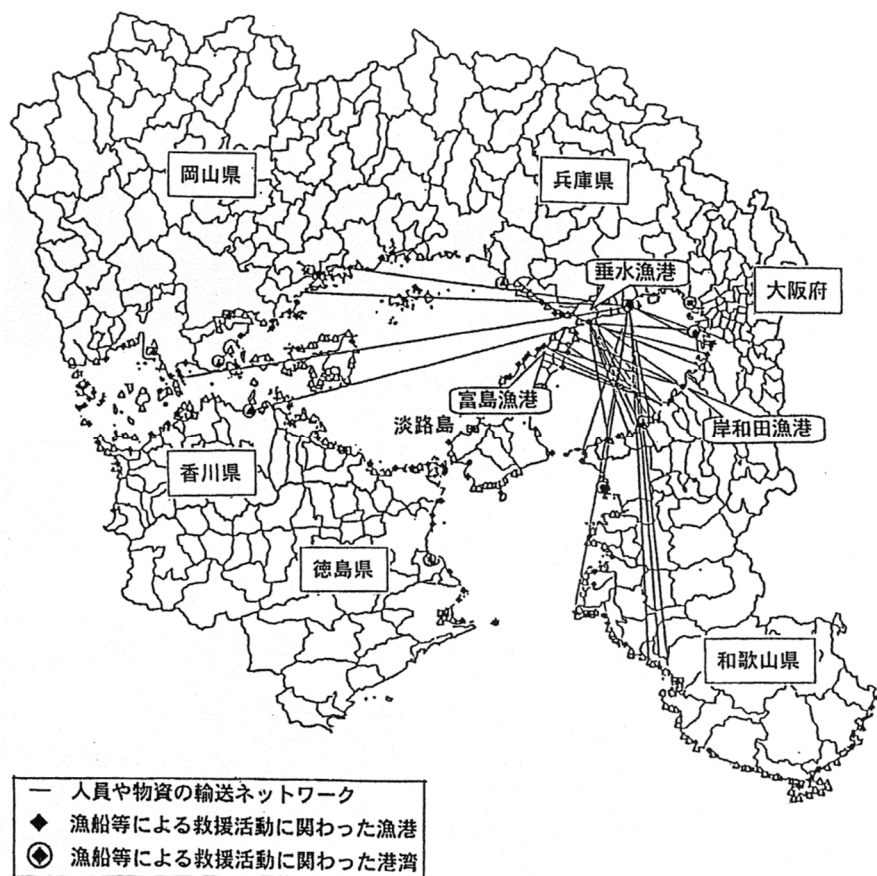
#### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業としては、近年、毎年のように来襲する大型台風による高潮、越波対策及び台風来襲後の漁港泊地内の漂流物の除去や破損した構造物の迅速な復旧体制を整えておく必要がある。

また、長期的には、南海トラフ地震・津波など全国でいつ起こってもおかしくない大規模地震・津波災害を念頭に、迅速な復旧復興ネットワークの構築（大規模災害時の救援窓口としての役割・機能のネットワーク形成）と、技術職員の不足する市町村に対する事前防災や事前復興計画策定への積極的な支援が期待される。

大規模地震災害時における漁港の役割としては、阪神淡路大震災（1995年）の際、神戸市周辺の道路や鉄道などすべての陸上交通が分断されたため、周辺の県や市町における漁港から海を介した漁船などによる垂水漁港（神戸市）等への救援物資の搬送や漁港間の救援活動のネットワーク（次図

3-2-7 参照) が大きな役割を果たしており、緊急時における救援窓口としての漁港や漁船・船舶の役割の重要性について示唆に富んでいる。



資料一水産庁

図 3-2-7 阪神淡路大震災における漁港間救援ネットワーク

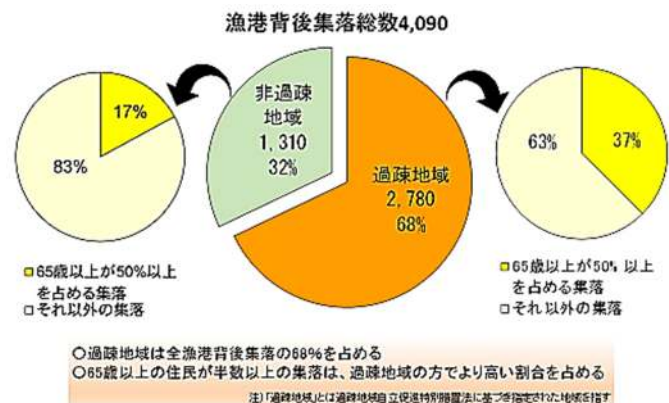
#### (4) 漁村活力の低下

##### (背 景)

漁獲量の低迷、単価の頭打ちによる所得の低下と不安定化による漁業の担い手不足等により、漁業・水産業自体の疲弊にとどまらず、漁業・水産業生産と多面的機能発揮の基礎単位である漁村の過疎・高齢化など地域活力の低下が進んでいる。一方で、地域社会としての漁村の活性化の要請に対応して、6次産業化や渚泊の振興、浜の活力再生プランの策定と実践が政策的に進められている。

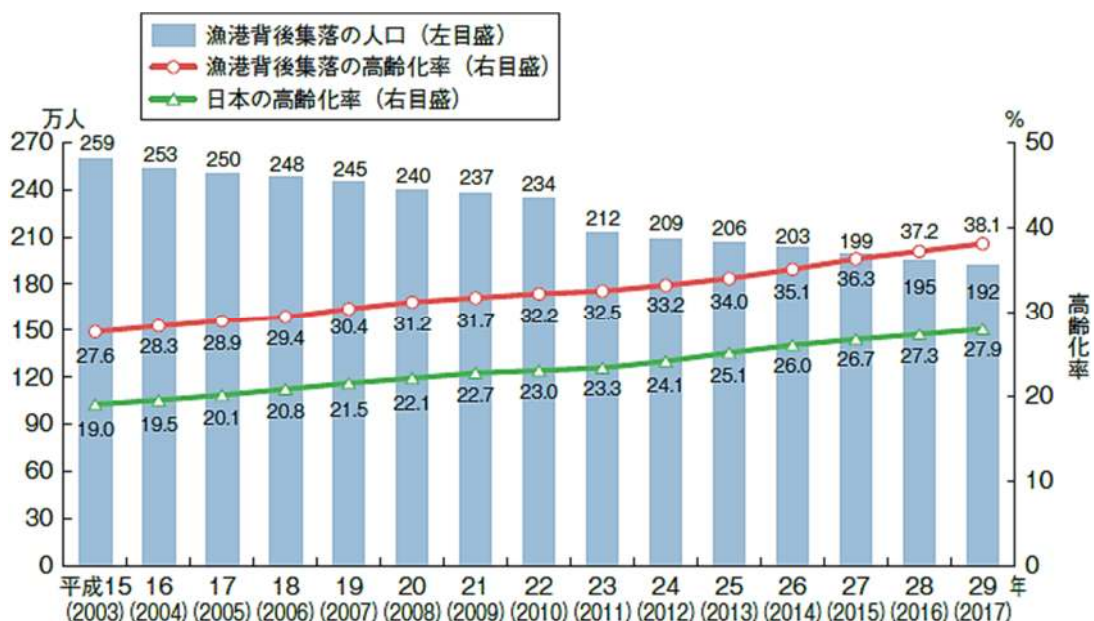
わが国の漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。一方、漁業就業者の総数が減少する中で、平成 21 (2009) 年以降、全国の新規漁業就業者数は概ね横ばいで推移しているが、新規漁業就業者中 39 歳以下が 7 割を占めていることから、就業者全体に占める 39 歳以下の漁業就業者の割合は、近年、横ばい傾向にある。

また、漁港背後に成立する漁業集落（漁村）では、漁業の低迷と漁業就業者数の減少・高齢化の進行により、混住化や一貫した人口減少と高齢化傾向が顕著である。特に、地理的条件不利地域や漁業、水産業の低迷が著しい漁村の場合、地域自体の活力低下に直結しており、集落の維持が困難になりつつある小規模集落も散見される。水産庁調査によれば、漁港背後集落全体のうち過疎地域が全体の 68% を占めると同時に、65 歳以上人口（高齢人口）が半数以上の集落が 37%（非過疎地域集落は 17%）に達している（右図参照）。



資料-水産庁

図 3-2-8 過疎地域における 65 歳以上住民が半数以上の集落数の割合



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）、総務省「国勢調査」（日本の高齢化率、平成 17（2005）年、22（2010）年及び 27（2015）年）、総務省「人口推計」（日本の高齢化率、その他の年）

図 3-2-9 漁港背後集落人口と高齢化率の推移

### （漁村活力低下のポイント）

漁村の疲弊要因は多様であるが、生産対象資源の減少や単価の頭打ちによる漁業所得の向上や漁業以外の所得機会の創出、生活面での安全・安心の確保、利便性や福利厚生機能の強化など地域振興全般にわたる広範囲の取り組みが必要である。ここでは、漁業就業者や漁家世帯員を含めた漁村人口の減少傾向に歯止めをかけるための生活環境の改善と新たな所得機会の創出を通じた漁村活性化に関する施策との連携にポイントを絞って記述する。

#### 1) 安心して暮らせる安全な漁村づくりのポイント

##### ○ポイント1：漁港・漁村における防災対策の強化と減災対策の推進

海に面しつつ背後に崖や山が迫る狭隘な土地に形成された漁村は、一般的に地震や津波、台風等の自然災害に対して脆弱な面を有している。また、南海トラフ地震等の大規模地震発生危険性も指摘されている。このため、国では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造を持った防波堤や漁港から高台への避難路の整備等を推進している。（水産基盤整備事業等）

##### ○ポイント2：漁村における生活基盤の整備

急峻で背後に山が迫る狭い土地に家屋が密集している漁村では、車が通れない狭い道路も多く、下水道普及率も都市部に比べて低いなど生活基盤の整備が立ち後れている。このような生活環境の改善は、若者や女性の地域への定着を図る上でも重要であり、集落道や漁業集落排水の整備等を推進している。（農山漁村地域整備交付金等）

##### ○ポイント3：インフラの長寿命化

漁港や漁場施設や環境施設等の水産庁が所管するインフラは、昭和50（1975）年前後に整備されたものが多く、老朽化が進行し、更新すべき時期を迎えたものが多くなっている。インフラの老朽化対策は政府横断的な重要課題の1つとなっており、水産庁では平成26（2014）年に「水産庁インフラ長寿命化計画」を策定し、予防保全的な考え方のもと計画的なインフラの維持管理と更新を推進している。（水産基盤整備事業等）

| 施設名            | H31年3月 | R11年3月 | R21年3月 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 外郭施設<br>(防波堤等) | 20.5%  | 36.8%  | 62.9%  |
| 係留施設<br>(岸壁等)  | 10.2%  | 32.0%  | 61.8%  |

注：岩手県、宮城県及び福島県を除く（H31.3 現在）

資料-水産庁調査

図 3-2-10 漁港施設の老朽化状況  
（建設後50年を経過する施設の割合）



## 2) 漁村振興・活性化の取組

### ○ポイント4：漁港施設の有効活用

漁港機能の役割分担を図りつつ機能集約される側の漁港において、補助事業により整備された漁港用地や水域の利用規制の緩和を図ることにより、民間等が水産物の直販場やプレジャーボート受け入れ施設など地域活性化に資する施設整備や利活用を促進し、漁村の活性化を支援している（規制緩和）。今後、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、小型クルーズ船の漁港寄港や道の駅との連携強化など漁村活性化に向けた新たな取り組みの展開が期待されるところである。

### ○ポイント5：滞在型漁村観光の振興や浜プラン・広域浜プランの着実化な実践

政府では、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出することとしている。漁村地域においては「渚泊」と称して、漁業地域に有する自然、食、伝統文化などの地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるソフト対策や、古民家等の滞在施設への改築や農林漁業・農山漁村体験施設の整備などハード対策への支援が行われている。

また、漁村の基幹産業である漁業・水産業の振興と漁業所得向上に向けた浜の活性化計画である浜の活力再生プラン、広域浜の活力再生プランが多くの地域で策定され、実践段階にある。これらプランの着実な実践と効果の発現が期待されている。（交付金事業）

#### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業は、漁業の振興とともに漁業生産の基礎単位となる漁村活性化という社会的要請に対し、ソフト・ハードの両面で積極的に関わっていくことが求められる。

- ①地域漁業や漁村の状況に応じた生活環境改善と安全・安心な漁村づくり（漁村防災対策の強化と減災対策推進など）への対応
- ②老朽化施設の更新に向けた技術開発と現場での実践
- ③漁村活性化の視点での既存ストック（漁港など）の有効活用に向けた技術開発と現場での実践
- ④6次産業化の推進（新たな定住・所得源の創出）支援への対応
  - ・渚泊の取組（インバウンド誘致や漁家民泊による漁村滞在型観光振興）等多様な漁村活性化支援への対応
  - ・浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランの推進と実践（多様な取組による漁村・漁業地域の所得向上と地域振興の取組）への対応

## (5) 市町村の技術者不足

#### （背景）

土木・建築技術部門の職員数は、公共事業自体の縮減に伴い、減少傾向が続いている。多くの漁業・水産業に依存する市町村では、その生産を支える水産基盤整備事業が実施されている。全国約2800の漁港のうち約2000（全漁港の7割強）が市町村の管理であるが、近年、多くの市町村において漁港を担当する土木・建築技術部門の職員数が大きく減少している。平成31年の水産庁調査によ

ると、技術者がいない市町村の数は約 1 / 3 にのぼり、漁港漁場整備事業が適切かつスムーズに実施することが困難な状況になっている。

このため、水産庁では、令和 2 年 3 月に市町村支援策をとりまとめており、漁港建設業界としても、効果的な市町村支援体制の構築が期待されている。

## （水産政策改革のポイント）

### ○ポイント 1：市町村等の担当技術者の不足

技術担当職員が不足する市町村が増加しており、そのような市町村では、漁港漁場整備事業を円滑に実施していくことが困難な状況にある。

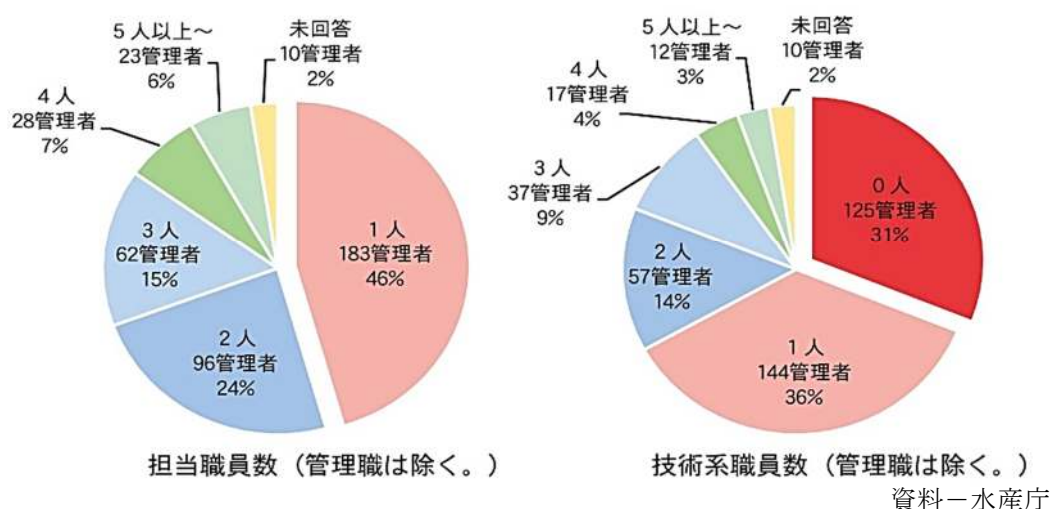


図 3-2-11 市町村（漁港管理者）における漁港漁場整備担当職員の状況

### ○ポイント 2：国が主導する市町村技術職員不足支援システムの構築

令和 2 年 3 月に水産庁では、地方の意見を踏まえて、担当職員が不足し、漁港漁場整備事業の実施体制が十分ではない市町村が今後とも漁港漁場整備事業を適切に実施できるよう、以下の 3 つの技術的な支援策を取りまとめ、現在、制度の円滑な運用に取り組んでいる。

#### 1) 漁港漁場整備事業の実務の手引きの策定

初心者にも漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ（計画、予算要求、事業申請、工事発注、管理等）が理解できる手引きを作成し、全国の漁港管理者に配布することとしている。

なお、手引きの内容は、右記のとおりで、「漁港漁場整備事業の実務の流れ」と、「漁港漁場整備事業の実務の内容」（事業基本計画、予算要求と交付申請、事業執行と台帳調製）から構成されており、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEB ページ等の情報をそれぞれ掲載している。

| 目 次                 |        |
|---------------------|--------|
| 1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ   | (p.1)  |
| 2. 漁港漁場整備事業の実務の内容   | (p.2)  |
| Ⅰ. 事業基本計画           | (p.2)  |
| Ⅰ-① 事業基本計画の作成と承認申請  | (p.2)  |
| Ⅰ-② 事業評価書の作成        | (p.12) |
| Ⅰ-③ 事業基本計画の変更       | (p.20) |
| Ⅱ. 予算要求と交付申請        | (p.22) |
| Ⅱ-① 予算要求資料の作成       | (p.22) |
| Ⅱ-② 補助金交付申請         | (p.23) |
| Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請 | (p.27) |
| Ⅱ-④ 繰越手続き           | (p.29) |
| Ⅲ. 事業執行と台帳調製        | (p.31) |
| Ⅲ-① 工事設計書の作成        | (p.31) |
| Ⅲ-② 発注関係事務          | (p.40) |
| Ⅲ-③ 実績報告と額の確定       | (p.42) |
| Ⅲ-④ 漁港台帳の調製         | (p.45) |
| <問い合わせ窓口>           | (p.47) |

（手引きの内容：目次）



## 2) 漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」の設置

水産庁漁港漁場整備部に「よろず相談窓口」を開設し、関係機関とも連携して、漁港漁場整備の課題を有する市町村に対し、課題解決に向けた相談・助言を行うこととしている。

## 3) 水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の導入

漁港漁場整備事業の発注者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に備え、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 21 条第 4 項に基づいて、その事務を代行できる発注者支援機関を認定する仕組みを導入することとしている。

### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業界としては、水産庁が主導する市町村技術職員不足支援システムの運用と連携し、このような支援体制の一翼を担い、積極的かつ実効性ある市町村支援が期待されている。

#### ①市町村管理漁港の災害復旧支援

災害協定は、一般的に都道府県と地方支部の間で締結される場合が多く、市町村と直接締結される場合がほとんどないため、市町村管理漁港の災害復旧は他の公物の災害復旧に比べて極めて遅いのが実情である。このため、市町村管理漁港の災害復旧を支援する効果的な仕組みが必要である。

#### ②市町村管理漁港の日常管理支援

市町村職員の不足から、漁港漁場整備法に定められた日常点検及びその結果整理の不備から、その適切な対応が求められているところである。このため、特に技術者が不足する市町村において、地域で活動する漁港建設業界の支援や点検業務の省力化が図られる漁港施設点検システムの活用などが期待される。

### 3-3. 漁港建設業に関する課題

#### (1) 担い手3法（令和元年6月）及び運用指針（令和2年1月）の改正

##### （背景）

改正前の品確法では、適正な利潤と建設業の中期的な担い手の育成確保を図るため、発注者の責務として予定価格の適切な設定等を定めるほか、多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争の是正を図ってきた。

近年、建設業をとりまく環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっている。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっている。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事品確法が改正された。

#### 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

##### 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

##### 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

#### 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

- 発注者の責務
- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
  - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
  - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
  - ・災害協定の締結、発注者間の連携
  - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

##### 働き方改革の推進

- 工期の適正化
- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
  - ・若しくは短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
  - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
- ・社会保険の加入を許可要件化
  - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

##### 生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
  - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

##### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
  - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

#### 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

資料-国交省

図 3-3-1 新担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的な改正）について

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)  
 ➤ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ  
 ➤ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

|           | 工事                                                                                                                     | 測量、調査及び設計【新】                                                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必ず実施すべき事項 | ①予定価格の適正な設定<br>②歩切りの根拠<br>③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等<br>④施工時期の平準化【新】<br>⑤適正な工期設定【新】<br>⑥適切な設計変更<br>⑦発注者間の連携体制の構築     | ①予定価格の適正な設定<br>②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等<br>③履行期間の平準化<br>④適正な履行期間の設定<br>⑤適切な設計変更<br>⑥発注者間の連携体制の構築 |
| 実施に努める事項  | ①ICTを活用した生産性向上【新】<br>②入札契約方式の選択・活用<br>③総合評価落札方式の改善【新】<br>④見積りの活用<br>⑤余裕期間制度の活用<br>⑥工事中の施工状況の確認【新】<br>⑦受注者との情報共有、協議の迅速化 | ①ICTを活用した生産性向上<br>②入札契約方式の選択・活用<br>③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用<br>④履行状況の確認<br>⑤受注者との情報共有、協議の迅速化        |
| 災害対応      | ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用<br>②現地の状況等を踏まえた積算の導入<br>③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携                                                |                                                                                                      |

資料-国交省

図 3-3-2 改正運用指針のポイント

### (品確法改正のポイント)

#### ○ポイント1：災害時の緊急対応の充実強化

発注者の責務として、主に以下が提示されている。

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

#### ○ポイント2：働き方改革への対応

発注者の責務として、主に以下が提示されている。

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
  - ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
  - ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
- また、公共工事等を実施する者の責務として、主に以下が提示されている。
- ・適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

#### ○ポイント3：生産性向上への取組

受注者・発注者双方の責務として、主に以下が提示されている。

- ・情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定

#### ○ポイント4：調査・設計の品質確保

- ・公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）につ

いて広く本法律の対象として位置付けることとしている

### （漁港建設業の状況と課題）

このような中、漁港建設業においては、海上工事において大きなウェイトを占める作業船の回航費・曳航費や近年増加する機能保全事業等の小規模工事などにおける標準設計と施工実態との乖離問題がまだまだ発生している。全漁建会員による技術委員会における検討によると、「契約発注の適正化にかかる課題」としては、回航費・避難回航費、小規模工事における積算、現場条件の不一致、単価・歩掛の実態との不一致、不適切な発注時期・工期設定などの課題が挙げられている。

また、計画的な休日確保など働き方改革、ICTの導入など生産性の向上対策、さらには、市町村管理漁港における災害対応の遅れなど、陸上の工事に比べて多くの部分で遅れている状況にあり、品確法及び同運用方針の徹底等より、早急な改善を図る必要がある。

### ① 適正な利潤確保への取り組み

漁港建設業においては、海上工事特有の作業船の回航費・曳航費や近年増加する機能保全事業に伴う小規模工事などにおける標準設計と施工実態との乖離問題などが多発しており、早急な対応を図る必要がある。（表 3-3-1：漁港建設業における契約発注の適正化にかかる課題／令和元年技術委員会意見参照）

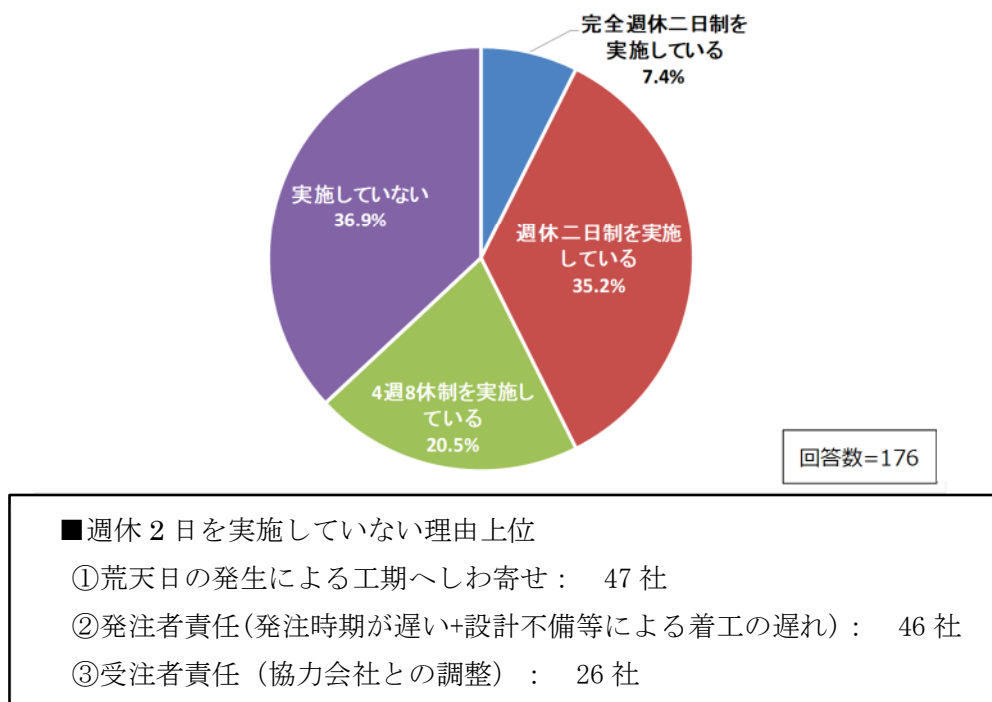
表 3-3-1 漁港建設業における契約・発注にかかる課題

| 項 目                 | 改 善 要 望 内 容                               |
|---------------------|-------------------------------------------|
| 1. 適正な回航費の計上        | 作業船の回航費・避難回航費は実態に応じた額を計上すべき               |
| 2. 小規模工事の適正な積算      | 一定規模の工事に適用する標準歩掛ではなく、施工実態に応じ見積もり等により対応すべき |
| 3. クレーン・クレーンの拘束費の計上 | 標準歩掛による経費ではなく、工事期間中の拘束費を計上すべき             |
| 4. 施工条件を把握した発注      | 現場条件の不一致がないよう事前に施工条件をよく把握すべき              |
| 5. 適切な市場単価の設定       | 市場単価と実勢単価との乖離を是正すべき                       |
| 6. 適切な共用係数の設定       | 港湾局で設定している共用係数は、沖合での漁場工事は合わない             |
| 7. 適正な猛暑対策費の計上      | 現場管理費に率計算で計上されている猛暑対策費は非常に少額で是正が必要        |

資料一 全日本漁港建設協会 令和元年度技術委員会より

### ②働き方改革への対応

漁港建設業は海上工事が主であるため、作業の実施が波浪や風速など気象海象状況やノリ養殖や盛漁期における水産物の水揚げ作業に左右されることが多いことから計画的な休日確保が難しい。このため、働き方改革への取り組みは遅れており、早急な改善が求められる。令和元年度に実施した全漁建会員へのアンケート調査結果によると、荒天日の発生による工期へのしわ寄せや発注時期が遅い等の理由により、4週8休を含め週休2日を確保できていない会員企業が約4割存在している（図 3-3-3 参照）。



資料－全漁建会員アンケート調査

図 3-3-3 漁港建設業における休日確保（工事現場における週休 2 日の確保）状況

### ③生産性の向上への取り組み

漁港建設業における工事には、波浪条件が厳しい海域での防波堤整備や海中部におけるマウンド造成など、労働条件が厳しく施工管理や品質管理が困難なところが多い。このため、水中ドローンなど ICT の導入や漁港施設部材のプレキャスト化の推進により労働生産性の向上や品質管理の高度化が喫緊の課題である。

### ④緊急災害対応への取り組み状況

近年、漁港建設協会各県支部と都道府県との間で災害協定締結の推進により、緊急災害対応を着実に推進しているが、約 2800 の漁港全体のうち約 7 割を占める市町村管理の漁港においては、災害協定締結がほとんど進展していないことから、近年増加する豪雨災害から生じる流木等による災害復旧対応が遅れている。このため、改正品確法に基づき、災害協定の締結推進など特に市町村管理漁港を対象にした効果的な緊急災害対応の仕組みの構築が必要となっている。（※次表 3-3-2 参考）



表 3-3-2 漁港防災協定の締結状況（令和 2 年 1 月 2 0 日在）

| 支部名  | 支部単独（又は日港連と共同）での協定                                          |             |                                     |
|------|-------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------|
|      | 被締結者                                                        | 締結年月日       | 名 称                                 |
| 北海道  | 甲：北海道開発局長<br>乙：（一社）全漁建北海道支部長<br>丙：（一社）全漁建会長                 | H25. 11. 19 | 災害時における北海道開発局所管施設等の災害応急対策業務に関する協定   |
| 青森県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建青森県支部長<br>丙：一般社団法人全日本漁港建設協会<br>長           | H24. 11. 9  | 漁港・漁場・漁村の大規模災害時における応急対策業務に関する協定     |
| 岩手県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建岩手県支部長                                     | H25. 4. 1   | 災害時における漁港漁場の応急対策業務に関する協定            |
| 宮城県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建宮城県支部長                                     | H27. 4. 15  | 災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定           |
| 秋田県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建秋田県支部<br>丙：（一社）全漁建                         | H26. 8. 20  | 漁港・漁場・漁村の災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定   |
| 千葉県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建千葉県支部                                      | H30. 3. 9   | 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定           |
| 神奈川県 | 甲：東部漁港事務所長<br>乙：西部漁港事務所長<br>丙：（一社）全漁建神奈川県支部長                | H29. 6. 29  | 地震・津波・波浪・その他の災害応急工事に関する業務協定         |
| 三重県  | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建三重県支部長<br>丙：（一社）全漁建会長                      | H27. 1. 28  | 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定         |
| 島根県  | 甲：県農林水産部長<br>乙：島根県港湾漁港建設協会長                                 | H28. 4. 1   | 漁港・漁場の大規模災害時における応急対策業務に関する協定        |
| 山口県  | 甲：知事<br>乙：山口県漁港建設協会会長                                       | H29. 8. 21  | 大規模災害時における漁港の応急対策業務に関する協定           |
| 高知県  | 甲：県港湾空港局長<br>乙：県海洋局長<br>丙：高知県港湾空港建設協会長<br>丁：全日本漁港建設協会高知県支部長 | H17. 10. 13 | 災害時の応急対策業務に関する協定                    |
| 佐賀県  | 甲：県農山漁村課<br>乙：佐賀県港湾建設協会長                                    | H22. 9. 1   | 漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定         |
| 長崎県  | 九州地整長崎港湾・空港整備事務所<br>（一社）長崎県港湾漁港建設業協会                        | H21. 7. 8   | 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定   |
|      | 県各振興局<br>（一社）長崎県港湾漁港建設業協会                                   | H18 年度      | 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定   |
|      | 知事<br>（一社）長崎県港湾漁港建設業協会                                      | H26. 5. 28  | 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定            |
| 大分県  | 甲：県農林水産部漁港漁村整備課長<br>乙：全漁建大分県支部長                             | H26. 3. 20  | 災害時等における漁港の緊急応急対策業務等に関する協定          |
|      | 甲：大分市長<br>乙：大分県漁港建設協会会長                                     | H25. 3. 27  | 災害並びに事故発生時における支援活動等に関する協定           |
| 宮崎県  | 甲：知事<br>乙：宮崎県港湾漁港建設協会長                                      | H25. 5. 21  | 大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定     |
|      | 甲：九州地整宮崎港湾・空港整備事務所<br>所長<br>乙：宮崎県港湾漁港建設協会長                  | H25. 5. 31  | 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する基本協定 |
| 鹿児島県 | 甲：知事<br>乙：鹿児島県港湾漁港建設協会会長                                    | H28. 2. 10  | 災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定           |
| 沖縄県  | 甲：知事<br>乙：沖縄県漁港建設協会                                         | H28. 3. 22  | 大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定     |

注：国・地方自治体と支部との間で締結された協定（締結支部：17支部）

資料-（一社）全日本漁港建設協会



## (2) 人材・担い手不足と特定技能外国人労働受入れ制度の創設

### 1) 人材・担い手の確保

#### (背景)

国土交通省によれば、2015年度の建設関係の技能労働者の数330万人は、10年後には40万人以上減少するとの見込みを示す一方、2025年度の市場の規模の拡大から、さらに人材が不足するとしている。また、高齢化の進行も厳しい状況にあり、55歳以上の建設就業者の割合は30%以上と全産業に比べて高い反面、29歳以下の若年層の割合は約10%と他産業に比べて低い値になっている。このように、建設業界では構造的な人材不足となっている。

海上を主な現場とする漁港建設業においても同様で、その主な要因は、海上作業など労働環境がきつい・危険、海象条件に工期が制約され計画的な休日が確保できない、現場勤務が多く家族と離れることが多いなどにより、若者や女性にとっての魅力が低いなどの問題あげられる。また、高校や大学の卒業生に対して、リクルート情報が十分提供されていないという実情がある。

#### (人材・担い手不足対策のポイント)

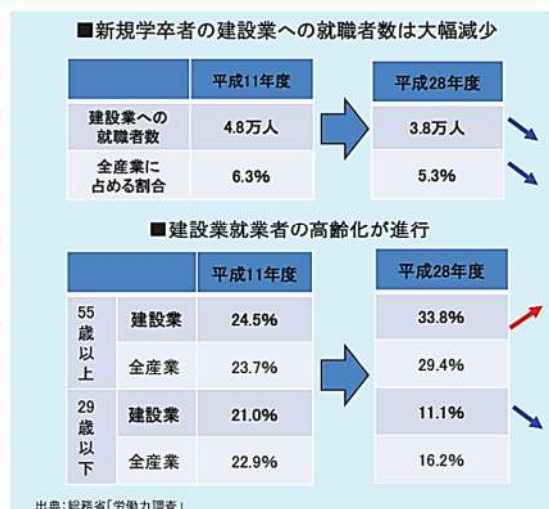
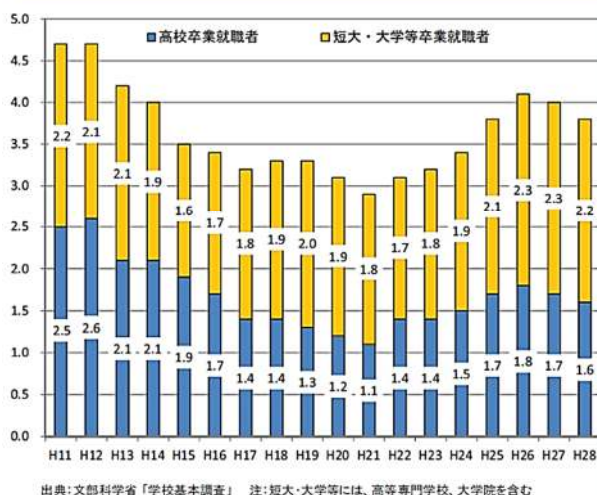
このため、まずは、若者や女性の担い手確保に向け、昨年6月に改正された新担い手3法に則り、他の産業と同様に計画的な休日が確保できるよう働き方改革を進めるとともに、厳しい作業環境の改善に向け積極的なICTの導入等による生産性の向上、さらには、適正な給与や生活が保障されるよう、公共労務単価の引き上げや社会保険への加入促進等が必要である。また、高校や大学生等に対し、職業としての漁港建設業の魅力等が伝わる効果的な広報活動も重要である。

加えて、建設技術者の適正な評価による人材育成に向け、建設キャリアアップシステムの普及促進などを総合的に推進していく必要がある。

#### (漁港建設業の状況と課題)

建設投資や雇用・就業者数の減少等の中で、建設業の持続的な発展を図るためには、将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能承継を図ることが喫緊の課題である。

○建設技能労働者の高齢化の進行や若年入職者の減少から技能の承継が困難  
○熟練技能者は一朝一夕には育成できない(優秀な技能者の育成には5~10年の期間が必要)



資料-国交省

図 3-3-4 建設業の人材確保・育成の状況

## 2) 特定技能外国人の受け入れ

### (背景)

2017 年 10 月末現在、我が国の外国人労働者数は約 128 万人で、前年同期比 18%の増加となり、2007 年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新した。しかし、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの 14 分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設された。

建設分野においては、人口減少や少子高齢化等に進展に伴い、人材の確保・育成が大きな課題となっていることから、令和元年 2 月に、従来の技能実習生制度に加え、新たに、特定技能外国人労働者制度が創設された。

### (特定技能外国人の受け入れのポイント)

特定技能の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を特定技能 1 号、熟練した技能を要する業務に従事する活動を特定技能 2 号と区分され、以下の通りの在留資格等の基準となる

#### ○ポイント 1：特定技能 1 号

- ・在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，通算で上限 5 年まで
- ・技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を良好に修了した 外国人などは試験を免除）
- ・日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認（技能実習 2 号を良好に修了した外国人は試験を免除）
- ・家族の帯同：基本的に認めない

#### ○ポイント 1：特定技能 2 号

- ・在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- ・技能水準：試験等で確認
- ・日本語能力水準：試験等での確認は不要
- ・家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）

### (漁港建設業の状況と課題)

全漁建の会員は、全国津々浦々の漁港や漁場の整備を主に担当しているが、海上工事には台風や冬季風浪などにより季節的に多くの工事制約期間が生じるため、その間、海上以外の工事にも広く対応可能な「多能工」的な職種を求める声大きい。「土工」は、まさにこれに対応可能となるようにできた職種であり、当協会の主力を占める地方の建設会社にとっては、メリットが大きい職種である。このため、(一社)全日本漁港建設協会においても、職種「土工」において、漁港漁場関係工事が対応できるように措置し、当該職種に参画することとした。

なお、日本港湾空港建設協会連合会（以下、日港連）をはじめとする港湾関係団体においては、作業船等大型の機材を運用して行われる港湾等の海上工事において高度な技能を有する人材の確保が必要なことから、職種「海洋土木工」に参画し、日港連が窓口となり対応している。その際、外国人受け入れ検討のための協議会を設置しており、全漁建もこれにオブザーバーとして参画し、特定技

能生にかかる情報共有など連携を図りつつ対応している。

#### （参考１：建設分野における特定技能外国人の受入れ）

建設分野においては、建設業者団体等が共同して設立した（一社）建設技能人材機構（JAC）において、アウトサイダーやブラック企業の排除、有為な外国人材の確保、失踪・不法就労の防止等の課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施することとしており、（一社）全日本漁港建設協会は令和２年６月４日にこれに加入した。

#### （参考２：漁港建設業における特定技能外国人の受入れ手続き）

特定技能外国人の受入れにあたり、（一社）全日本漁港建設協会の会員は、その業務内容から試験区分「土工」の合格者と雇用契約を締結する。

受入れ会員は、特定技能外国人への賃金の他、（一社）建設技能人材機構（JAC）に外国人の受入れ負担金を支払うこととなる。ベトナムとの二国間協定においては、この他、送り出し機関への派遣費、日本語教育費、渡航費が必要となる。

また、受入会員は、特定技能外国人の日本での生活を支援する必要があるが、これらを登録支援機関に委託することができることとなっている。

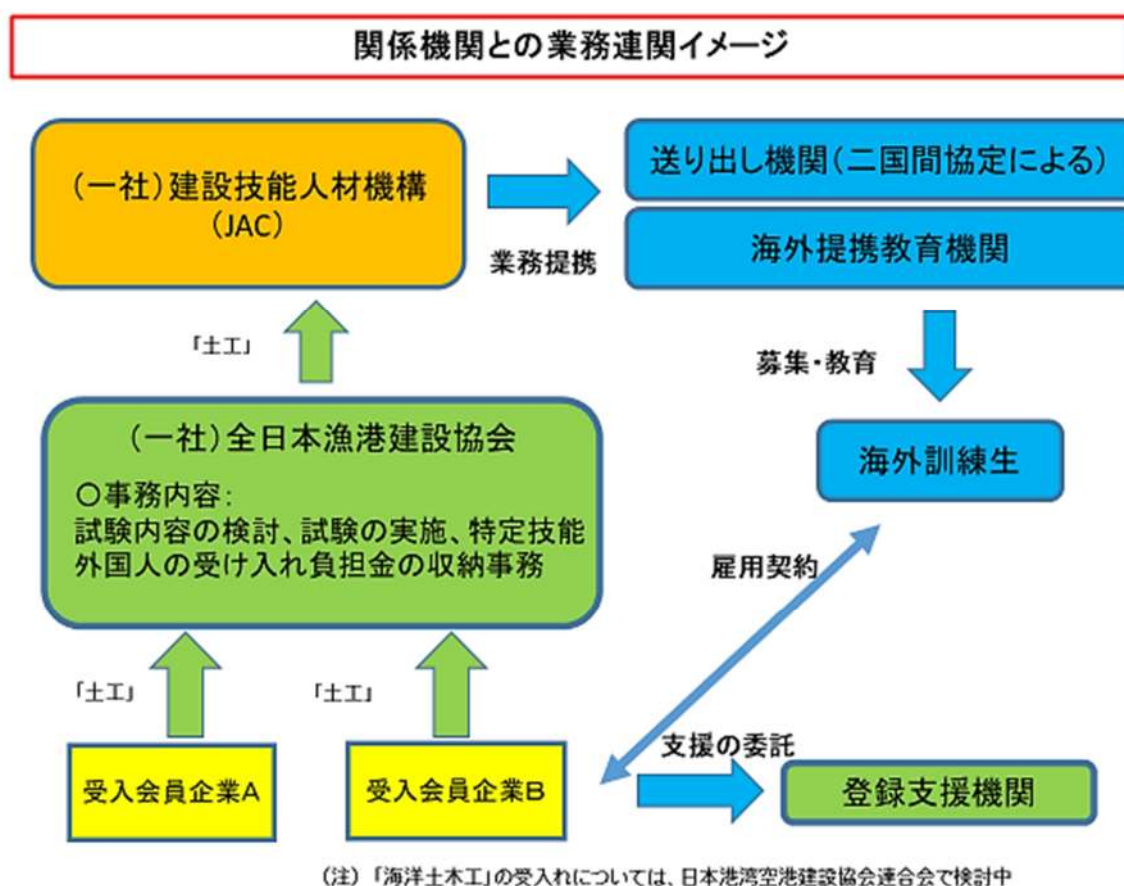


図 3-3-5 全漁建における特定技能外国人材受け入れ関係機関との業務連携イメージ

### (3) 建設業における新型コロナウイルス対策

#### (背 景)

公共事業は、社会の安定維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者として位置付けられている（令和2年3月28日；新型コロナウイルス感染症対策の基本本部決定）ように、地域経済の維持発展の観点から事業の継続は重要な課題である。

#### (建設業における新型コロナウイルス対策のポイント)

新型コロナウイルス感染症などによる被害は、自然災害と異なり、いつでも、どこでも、だれにでも起こり、当事者になりうるということである。感染症による被害は、現場の作業員も自分のこととして考える必要がある。これからの企業経営者には、内部外部それぞれの人にどのような対策を講じているかがわかるようその対応の見える化が重要である。コロナ対策をしっかり講じる企業については、外部からの企業の価値が上昇するとともに、内部からの評価も上がり、結果として、仕事や人が集まり、品質や安全面もよくなると考えられる。

#### (漁港建設業の状況と課題)

感染予防のための基本的な考え方や講ずべき具体的な対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日（令和2年8月25日改定版）国土交通省土地・建設産業局建設業課長）により示されている。

具体的には、例えば、職場での大規模な感染拡大を防止するために建設現場やオフィスの実態に即した対策を組む必要があることから、事業者が拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、すべての従業員に伝える必要があるとしたうえで、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底など作業環境の管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理を含めた健康管理などに留意した取り組みなどを実施することとしている。

また、港湾空港整備に関係する5団体（一般社団法人日本埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会）により策定されている、「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月18日策定・令和2年5月27日改定）においても海上工事関する建設業者が対応すべき具体的な取り組みが示されている。

漁港建設業においては、これらのガイドライン等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくとともに、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことが必要である。

#### (参考1：漁港建設業における感染予防対策の実態)

（一社）全日本漁港建設協会が令和元年5月1日～13日の期間、全国の正会員635社を対象に実施したアンケート調査によると、漁港建設業における感染予防対策の実態及び今後の要望

としては以下のとおりとなっている。

まず、会員各社が講じている具体的な対策としては、

- ・アルコール消毒液の設置や消毒マスクの着用やうがいの励行」が実施される他、事務所等での「三密」回避や換気、シート等による飛沫拡散の防止が行われている。また、ウェブ会議など新たな取り組みも進められている。（下図参照）

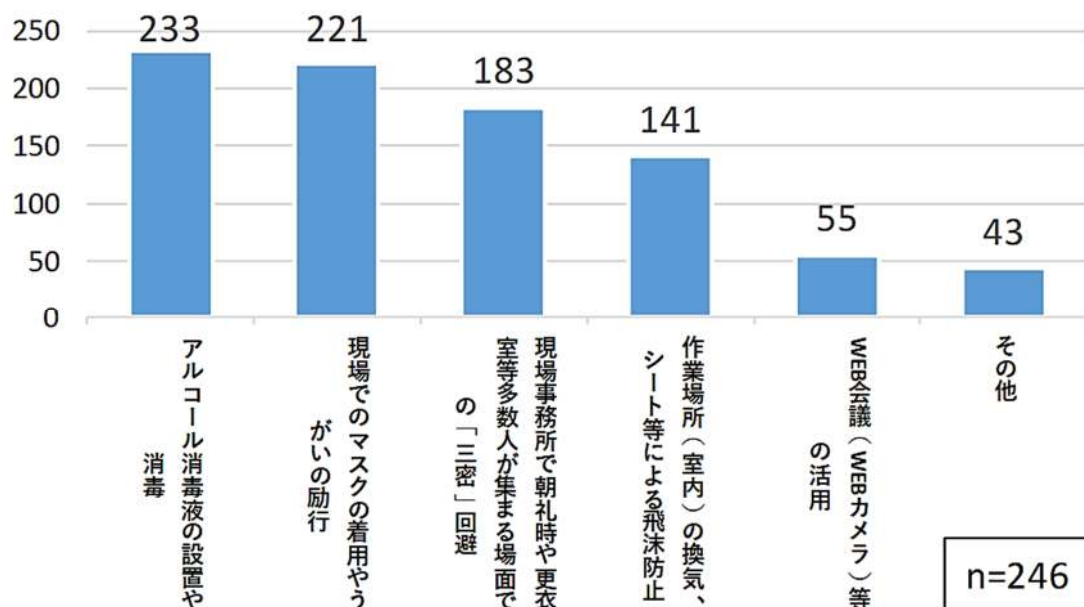


図 3-3-6 工事現場における感染拡大防止策の内容（複数回答）

また、事業の継続や今後の対策等については、以下の要望が挙げられている。

①具体的な事業継続に関して

- ・工事中止基準の明確化
- ・工事中止の場合の支援制度（経費補償や設計変更、部分引き渡し等）の充実
- ・余裕ある工期の設定や工期の延長、
- ・資金繰り支援のための前払いの積極活用
- ・感染者発生時の柔軟な対応（労災認定とそれに伴う指名停止の回避）など

②施工中の工事における感染拡大防止策に関して

- ・マスク、消毒液、検温器等が入手困難な状況の改善
- ・工事検査における立会頻度の減少
- ・会議・打ち合わせのオンライン化の検討
- ・現場のコロナ対策取り組みの工事評点への反映など

③経済対策や税制・金融対策等に関して

- ・地域経済が冷え込まないように公共事業費の適正な確保
- ・新型コロナウイルス経済対策の一環として国土強靱化緊急3か年対策の後継事業
- ・ウェブ検査やウェブ立会を活用した工事の発注など



#### (4) SDG s 達成に向けた取り組み強化

##### (背 景)

持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals の略称）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標である。

2030 年に向けて持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（図 3-3-7 参照）と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでおり、企業活動においても今後対応の強化が必要となっている。

##### (SDG s の目標)

SDG s の目標 17 項目（図 3-3-7）はいずれも、持続可能な開発、民主的なガバナンスと平和構築、気候変動と災害に対する強靱性など貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を世界に呼びかけている。



図 3-3-7 SDG s の世界を変えるための 17 の目標

##### (SDG s の目標と漁港建設業で対応可能な行動例)

SDG s の目標は、すべての人々が平和と豊かさを享受するための普遍的な行動を求めており、漁港建設業においても持続可能な社会構築に向け、個々の企業活動において、自らの社会インフラ整備に係る仕事の社会的意義に加え、世界の環境、社会、経済に与える影響など当該目標の達成を意識し、出来るところから行動を始めることが求められる。漁港建設業における SDG s の目標を意識した取組のスタートとしては以下のことが考えられる。

##### ○目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

→外国人労働者を含めすべての職員に対し適正な賃金の支払いなど

##### ○目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養を実現し、持続可能な農業を実現する

→養殖業への参画等水産業の 6 次産業化支援や栄養バランスに配慮した食事の提供など

##### ○目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

→週休 2 日の確保等働き方改革や ICT 導入による生産性向上、工事における環境影響調査

の徹底など

- 目標 4: すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する  
→地域の子供や学生たちへの現場における建設技術教育等の地域貢献活動など
- 目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う  
→女性の建設現場へ参画しやすい環境づくりや地域の女性支援組織への参画・支援など
- 目標 6: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する  
→建設現場における清潔な女性用トイレの設置など
- 目標 7: すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保  
→太陽光や風力発電、雪氷熱など自然エネルギーの導入及び関係施設の整備促進など
- 目標 8: 包摂的かつ持続的な成長経済及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する  
→新型コロナ対策を含め、安全かつ効率的で魅力的な職場環境の整備など
- 目標 9: 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進  
→地震や津波等の大規模災害に対して粘り強い構造を有する漁港施設の技術開発など
- 目標 10: 各国内および各国間の不平等を是正する  
→技能労働者の適正な評価など
- 目標 11: 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する  
→台風や豪雨などの自然災害に対して安全な漁業地域づくり支援など
- 目標 12: 持続可能な生産消費形態を確保する  
→施設の長寿命化と発生材等の資源化・リサイクルの推進など
- 目標 13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる  
→海水温上昇に対応した漁港漁場施設の整備、現場における省力化機械・船舶の導入など
- 目標 14: 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する  
→水産生物にとって重要な藻場・干潟の再生への取り組みなど
- 目標 15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する  
→地域と連携した環境保全活動等地域貢献活動の推進など
- 目標 16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する  
→コンプライアンス意識の徹底や地域の守り手としての公益的機能の発揮など
- 目標 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する  
→海外技術協力等を通じた環境保全型の漁港計画・整備技術の移転など

#### (漁港建設業の状況と課題)

漁港建設業における SDG s に対する活動は、目標 12 における建設資材のリサイクルの推進や目標 13 における現場における省力化機械の導入、また、目標 14 における藻場の保全・再生への取り組みなど一部において始まっているといえるが、まだまだ本格的な取り組みまでは至っていないのが実情である。各企業においては、まずは、SDG s を十分理解するとともに、対応可能な目標及びを設定し、社会の理解と評価を得つつ取り組んでいくことが肝要である。

## 4. 新漁港建設業将来ビジョン

新漁港建設業の将来ビジョンについては、旧ビジョンの主旨の考え方は基本引き継ぎつつ、漁港建設業者の目標や励みになるものであると同時に、国民からの支持と理解が得られるものになることを目指し、近年の漁業や漁村、漁港漁場及び漁港建設業をとりまく状況の変化に柔軟に対応可能な「足腰の強い夢と誇りに満ちた持続的漁港建設業」の創出を図るという方向性を重視する。

### 4-1. 漁港建設業が果たす公益的機能

#### (1) 公益的役割の考え方

##### (基本的考え方)

漁港建設業は、災害時における地域の守り手や海の環境保全活動など日ごろから様々な公益的役割を果たしており、今後とも地域社会が健全に維持されるためには、漁港建設業自体が健全に機能していく必要がある。このため、新漁港建設業の将来ビジョンの策定にあたっては、漁港建設業による漁港や漁場など水産基盤の安全かつ効率的な整備という基本的な役割に加え、漁港建設業が果たすさまざまな公益的役割をわかりやすく整理し、国民から理解・支持され、誇りの持てる漁港建設業の姿を浮き彫りにする。

ここでいう公益的機能とは、①地域社会への貢献、②地域経済への貢献、③地域の守り手としての機能、④国土保全と形成への貢献）がある。

##### (公益的機能の種類)

全国に立地する漁港建設業が健全に機能することで発揮される個々の公益的機能とその考え方を以下に整理する。

#### 1) 地域社会への貢献

漁業関係者を含めた地域住民や各種組織と連携・協働した、①環境保全活動（例えば、海浜清掃や潜水技術を生かした藻場再生に向けたウニ等の外敵駆除、増殖場等の定期的状態把握等）や、②伝統文化・地域振興イベント参加・支援（ex. 地域に残る祭礼など人的支援や、青空市や食のイベントなど人的支援等の他、浜の活力再生プランや渚泊等の地域の取組との連携・協働等）を通じた漁村地域の活性化など、地域社会への貢献が期待される。



(海浜清掃活動への参加)



(地元の伝統的祭り開催支援)

(地域社会への代表的貢献事例)



## 2) 地域経済・水産業への貢献

漁港建設業そのものによる工事に必要な資機材の調達や納税、雇用機会の確保などの経済効果に加え、漁業・水産業以外に就業所得機会が極端に限られる地域において、①作業船等の活用による漁船や生け簀の揚げ降ろし等日常の漁業活動支援、②漁閑期等の兼業機会を含めた就業所得（雇用）機会の提供、③漁業者の減少・高齢化等に対応し、養殖業や漁獲物の付加価値化に資する水産加工業への参入、④漁港ストック等を活用した観光ほか新規産業おこしなどを通じて、地域経済や水産業振興への貢献が期待される。



（トラフグ等の陸上養殖への参画）



（結氷海面での砕氷による航路の確保支援）

（地域経済・水産業への代表的貢献事例）

## 3) 地域の守り手としての貢献

南海トラフに起因する大規模地震・津波発生や年々激甚化する台風などの危機はいつ、全国どこで起こってもおかしくなく、①自然災害発生時の迅速な復旧支援（防災協定の締結推進や相互支援システムの構築等）、②事前防災や事前復興準備（行政と連携したマンパワーやノウハウ不足補完等）に加え、③漁港施設等水産基盤施設の日常的維持管理を通じた地域の守り手としての貢献が期待される。

全国の漁港漁村では、激甚化する自然災害の増加や地域の守り手あるいは、地域社会の維持・活性化などの面で、地域の漁港建設業が必要不可欠なサービス機能を担うエッセンシャルワーカーとしての役割を果たしている。

※エッセンシャルサービス及びエッセンシャルワーカー（‘essential business’ ‘essential service’）とは「必要不可欠なビジネス」、「必要不可欠なサービス」を意味する。



（災害ごみの片づけ作業支援）



（豚熱防疫支援活動）

（災害時などの際の地域の守り手としての代表的貢献事例）

#### 4) 国土保全と形成への貢献

漁港建設業という経済活動が行われていることで、わが国周縁の有人国境離島等における国土や海域管理（国境監視等）など、国土保全・国土形成への貢献が期待される。



（わが国の経済的排他水域等）



（わが国周縁の孤立型離島漁港）

（国土保全と形成への代表的貢献事例）

そして、これらの公益的機能は、健全な漁業・水産業の成立を背景とした活力ある漁港漁村の維持・発展に向けた、水産基盤整備事業等の安定的・持続的実施により支えられる漁港建設業の維持・発展によって発揮されるものである。

次図（図 4-1-1）は、このような漁港建設業の成立とそれが果たす公益的機能の発揮の構造を模式的に示したものである。

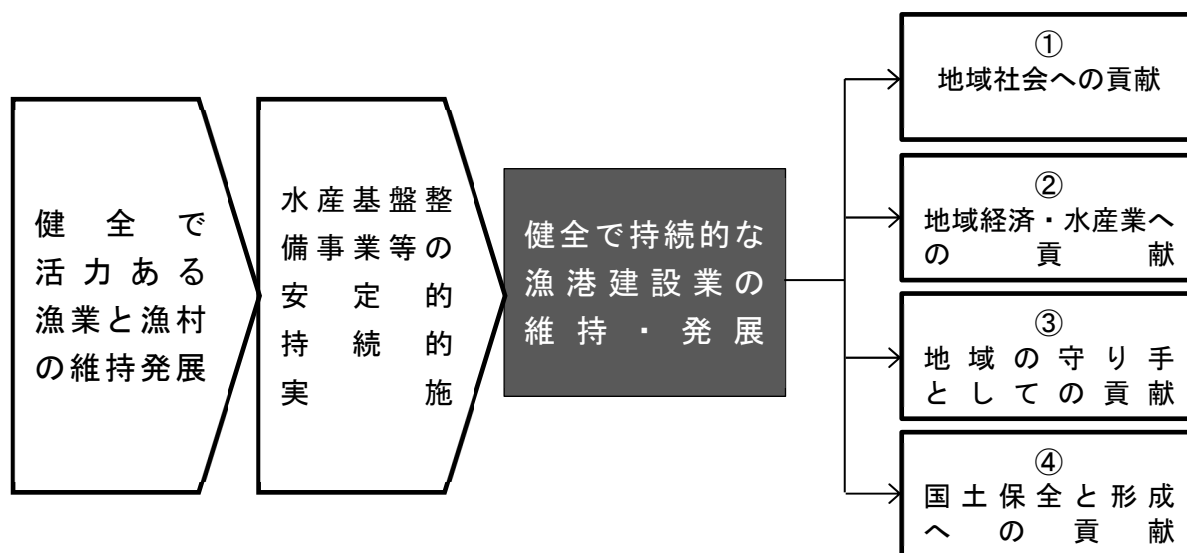


図 4-1-1 漁港建設業が果たす公益的機能・役割発揮構造の考え方

4つの公益的機能の発揮に関する代表的事例を、（一社）全日本漁港建設協会会員調査結果より、以下に抜粋整理する。



## イベント等地域振興活動支援 「おながわ復興記念冬花火打ち上げにかかる旋回起重機船の提供」

2015年から、女川町の復興を願い3,000発の花火を女川湾に係留した旋回起重機船から打ち上げた。



花火の打ち上げ



(宮城県女川町女川漁港)

## 伝統文化の保全活動 伝統文化(ハーリー)の保全活動への参加

沖縄県各地の漁港で行われる爬竜船(はりゆうせん)競争と祭りで、航海の安全や豊漁を祈願する。平成29年から毎年参加している。



(沖縄県うるま市平敷屋漁港)

図 4-1-2 地域社会への貢献の具体例 (会員アンケート調査結果より)

## 養殖や水産加工業等他産業への参入 「岩ガキ養殖試験、磯根資源の保護培養」

庄内浜シングル岩ガキの養殖技術の確立、磯根資源の保護培養、地元漁業者にアミノ酸混和コンクリートプレートを提供・敷設・効果検証等



(山形県共同漁業権海域/鼠ヶ関地区、吹浦漁港内・女鹿三崎地区)

## 雇用機会提供、養殖や水産加工業等他産業への参入 「雇用機会の提供・定置網事業参入」

平成7年に海士町の漁組から定置網事業を買い取り。従業員は10~50代の9名。



(島根県隠岐郡海士町)

図 4-1-3 地域経済・水産業への貢献の具体例 (会員アンケート調査結果より)

## 災害時の復旧支援 「台風により破損・漂流した定置網の撤去作業」

平成27年台風23号により被害を受けた鮎定置網の引き揚げに協力した(佐呂間湖漁業協同組合の依頼)



(北海道オホーツク総合振興局内佐呂間町)

## 漁港・漁場の簡易な維持管理、災害時の復旧支援 「津波による流出車両の引き揚げ」

久ノ浜漁港内に流出した車両の車内と周辺の水中探索、車両の引き揚げに協力した(小名浜港湾建設事務所の依頼)



(福島県久ノ浜)

図 4-1-4 地域の守り手としての貢献の具体例 (会員アンケート調査結果より)



図 4-1-5 国土保全と形成への貢献の具体例（会員アンケート調査結果より）

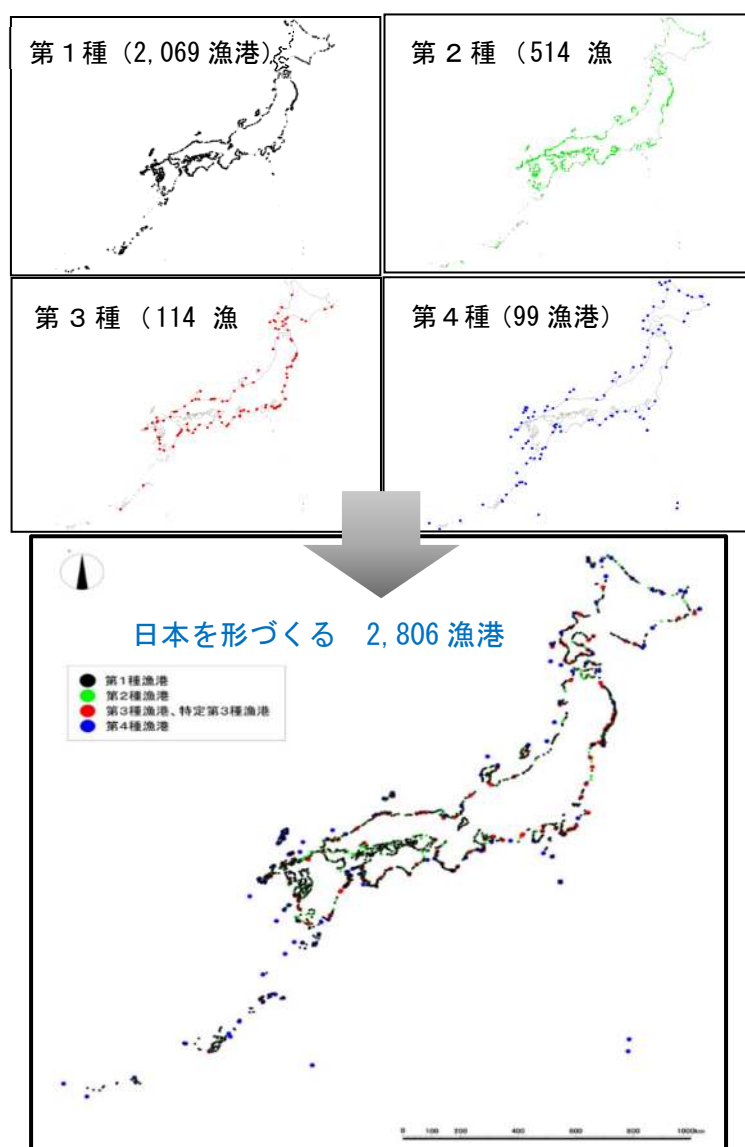


図 4-1-6 国土の外形を形成する漁港漁村と漁港建設業(わが国の漁港の立地状況)

## (2) アンケート調査から見る具体的な公益的機能

(一社)全日本漁港建設協会会員へのアンケート調査結果によると、地域社会への貢献としては、海岸や漁港等の環境保全活動、イベント等地域振興活動支援、建設業にかかる基礎的な現場教育支援活動の順で挙げられている。

次に、地域経済や水産業への貢献としては、納税等による自治体への財政支援、工事に必要な資機材等の調達、雇用機会の提供、日常の漁業支援活動の順で挙げられている。

さらに、地域の守り手としての貢献としては、災害時の復旧支援、流木や漂着物対策等の漁港漁場の簡易な維持管理、漁業者や漁船等の遭難救助等の順で挙げられている。

最後に、国土保全と形成への貢献については、沿岸不審者や不審船等の通報、離島・半島部での活動の拠点の場の創出の順に挙げられている。

### 1) 地域社会への貢献

下図(図4-1-7)に示すように、「環境保全活動(海岸、漁港等の清掃活動含む)」が突出して多く、有効回答の94%に当たる会員が挙げている。次いで、「イベント等地域振興活動支援」、「教育支援活動」、「まちづくり支援活動」、「伝統文化の保全活動」(以上有効回答総数の2割以上約4割まで)の順で回答が得られている。

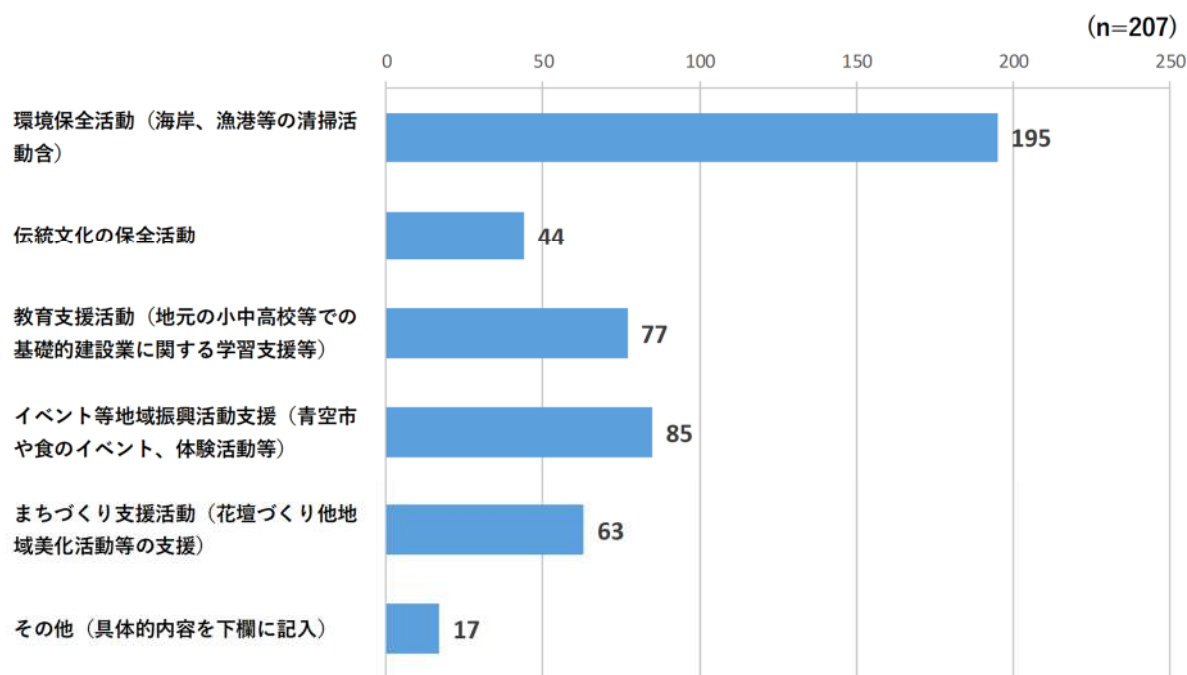


図 4-1-7 漁港建設業が果たしている地域社会への貢献活動



## 2) 地域経済・水産業への貢献

下図（図 4-1-8）に示すように、「工事に必要な資機材等の調達」及び「納税」が有効回答の 7 割弱の会員が挙げている。次いで、「雇用機会の提供」、「漁業活動支援」が続く反面、「養殖や水産加工業等他産業参入」回答は少ないのが実情である。

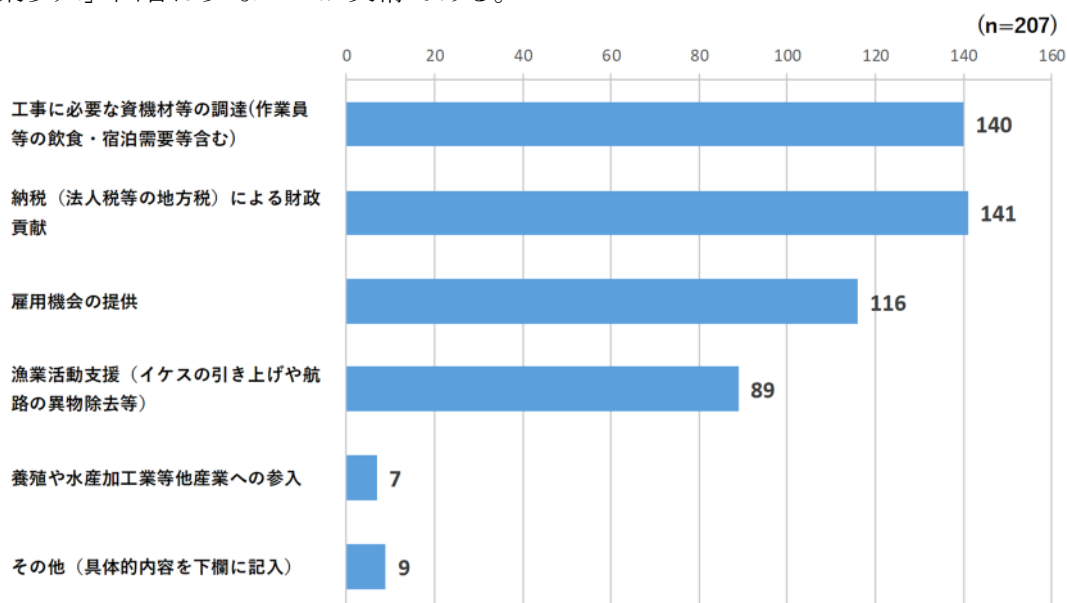


図 4-1-8 漁港建設業が果たしている地域経済・水産業への貢献活動

## 3) 地域の守り手としての貢献

下図（図 4-1-9）に示すように、「災害時の復旧支援」が最も多く有効回答のほぼ 9 割を占めている。次いで、「漁港・漁場の簡易な維持管理」、「漁業者・漁船等避難救助支援」、「漁港施設の日常点検」が続いている。

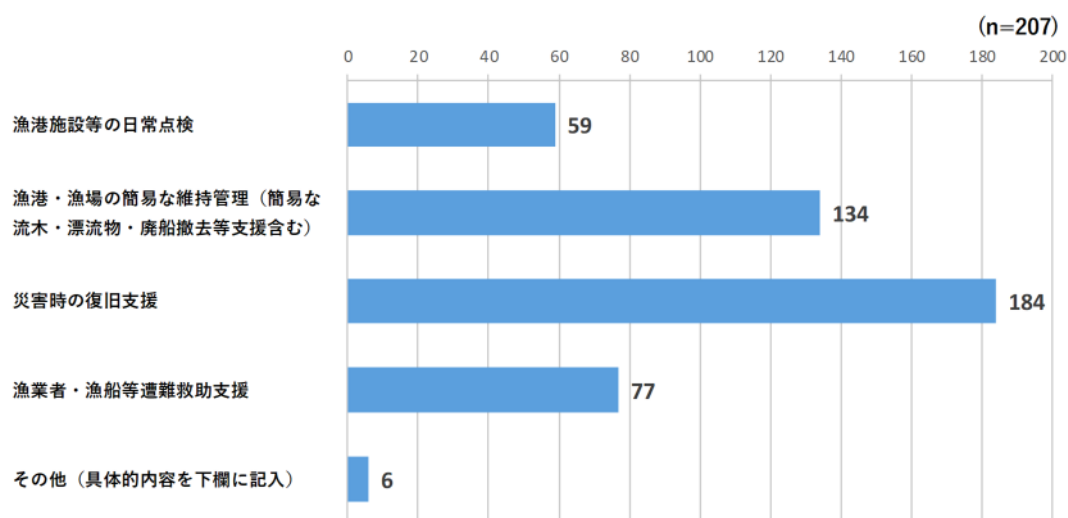


図 4-1-9 漁港建設業が果たしている地域の守り手としての貢献活動

#### 4) 国土保全と形成への貢献

下図（図 4-1-10）に示すように、「国土・海域等の監視」と「離島・半島部等辺地の活動拠点の創出」がそれぞれ、有効回答の 38%、28%の割合で挙げられている。

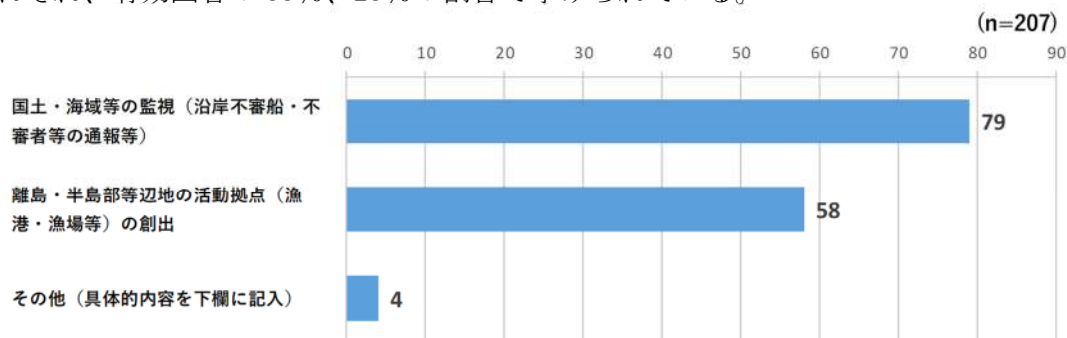


図 4-1-10 漁港建設業が果たしている国土保全と形成への貢献活動

#### (3) 公益的機能のとりまとめ

漁港建設業の公益的機能（会員アンケート回答）を取りまとめれば、下表のとおりである。

表 4-1-1 漁港建設業が果たしている公益的機能のまとめ(会員アンケート)

| 区 分          | 項目・内容                              | 備考         |
|--------------|------------------------------------|------------|
| 地域社会への貢献     | ①環境保全活動（海岸、漁港等の清掃活動含む）             | 1 位(94.2%) |
|              | ②伝統文化の保全活動                         | 5 位(21.3%) |
|              | ③教育支援活動（地元の小中高校等での基礎的建設業に関する学習支援等） | 3 位(37.2%) |
|              | ④イベント等地域振興活動支援（青空市や食のイベント、体験活動等）   | 2 位(41.1%) |
|              | ⑤まちづくり支援活動（花壇づくり他地域美化活動等の支援）       | 4 位(30.4%) |
|              | ⑥その他                               | ※17 件有り    |
| 地域経済水産業への貢献  | ①工事に必要な資機材等の調達（作業員等の飲食・宿泊需要等含む）    | 2 位(67.6%) |
|              | ②納税（法人税等の地方税）による財政貢献               | 1 位(68.1%) |
|              | ③雇用機会の提供                           | 3 位(56.0%) |
|              | ④漁業活動支援（イケスの引き上げや航路の異物除去等）         | 4 位(43.0%) |
|              | ⑤養殖や水産加工業等他産業への参入                  | 5 位( 3.4%) |
|              | ⑥その他                               | ※9 件有り     |
| 地域の守り手としての貢献 | ①漁港施設等の日常点検                        | 4 位(28.5%) |
|              | ②漁港・漁場の簡易な維持管理（簡易な流木・漂流物・廃船撤去等支援含） | 2 位(64.7%) |
|              | ③災害時の復旧支援                          | 1 位(88.9%) |
|              | ④漁業者・漁船等遭難救助支援                     | 3 位(37.2%) |
|              | ⑤その他                               | ※6 件有り     |
| 国土保全と形成への貢献  | ①国土・海域等の監視（沿岸不審船・不審者等の通報等）         | 1 位(38.2%) |
|              | ②離島・半島部等辺地の活動拠点（漁港・漁場等）の創出         | 2 位(28.0%) |
|              | ③その他                               | ※4 件有り     |

注：   = 会員アンケートで 50%以上の回答が得られた項目



#### (4) 公益的機能の国民的理解の増進

漁港建設業による4つの公益的役割は、漁業地域においては、なくてはならないエッセンシャルワーカーそのものであり、これら漁港建設業が果たす重要な役割を積極的にアピールすることにより、国民の漁港建設業の多様な役割や機能について理解を得る努力を強化する。

また、公益的機能の説明にあたっては、たとえば地域経済への貢献において、建設業による産業連関による波及効果の説明などにより、可能な限り、定量化等効果の見える化に努める。

(参考：漁港建設業等による産業連関による波及効果)

平成27年(2015年)建設部門分析用産業連関表によると、港湾漁港工事1単位より国内生産にどの程度生産額が誘発されるかという生産誘発の大きさは、1.72(H27)、2.04(H23)となっており、概ね投入1に対して約2倍の生産誘発効果がみられている。主な支出先としては、工事のために使用される主な原材料等(金属製品、セメント製品、事業所サービス、商業、輸送等)のいわゆる中間財への投入が53%、建設の生産活動から生み出される雇用者所得、間接税、営業余剰、家計外消費支出などいわゆる粗付加価値が47%となっており、これら中間投入財や雇用者所得から更なる波及効果が生まれることになる。

## 4-2. 新漁港建設業ビジョン

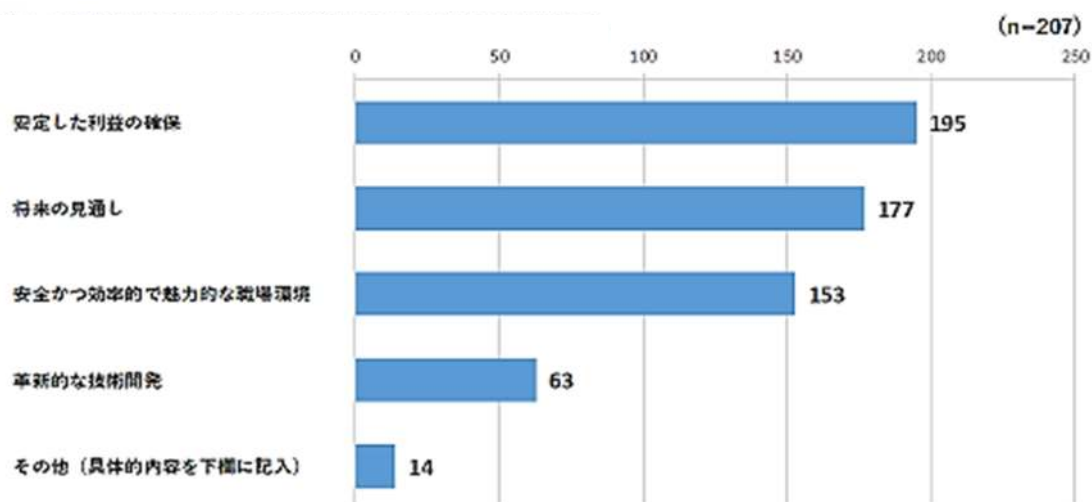
### (1) 目指すべき方向の考え方

#### (基本的考え方)

漁港建設業の本来の役割である水産業・漁村の振興に不可欠な漁港漁場などの生産基盤や、漁村の生活・社会インフラ整備に加え、今後とも公益的機能・役割を発揮していくためには、漁港建設業自体が健全に発展していく必要がある。このため、まずは、漁港建設業が健全に維持発展していくうえで重要な目標を設定する。

目標の設定にあたっては、全漁建会員の意見を反映することが最も重要である。全漁建会員へのアンケート調査結果（※図 4-2-1 参照）によると、その主要な要素は、①地域の担い手として安定した利益が得られること、②産業として見通しがあり将来へ希望が持てること、③事業環境が安全で効率的で魅力的であることが特に重要な関心事項として挙げられた。また、これら課題を達成していく上においては、技術面での支援が必要であり、政策実現や働き改革等の課題解決を支援する漁港建設に関する、④革新的技術の導入の4つの項目が関心の高いテーマになっている。

加えて、経済社会のグローバル化が進展する中、企業経営においても持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献が求められており、漁港建設業においても SDGs を意識した活動を推進していく必要がある。また、わが国全体の経済社会状況が縮小局面にある中、漁港建設業も例外ではなく、この縮小局面に適切に対応可能な生産性の向上等による経営の効率化、経営多角化の視点も重要である。



資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-1 漁港建設業が健全に維持発展していくために必要な主要課題について

#### (目指すべき目標の設定)

漁港建設業が健全に維持発展していくための課題については、目指すべき方向の基本的考え方を踏まえ、会員企業に対するアンケート回答から得られた結果を反映し、①地域の担い手として安定した利益が得られること、②産業として将来へ希望が持てること、③事業環境が安全で効率的で魅力的であること、④革新的技術の導入の4つのテーマを設定し、各課題に沿って解決に向けた道筋を目標として整理する。新漁港建設業将来ビジョンの課題設定イメージを次図（図 4-2-2）に整理する。

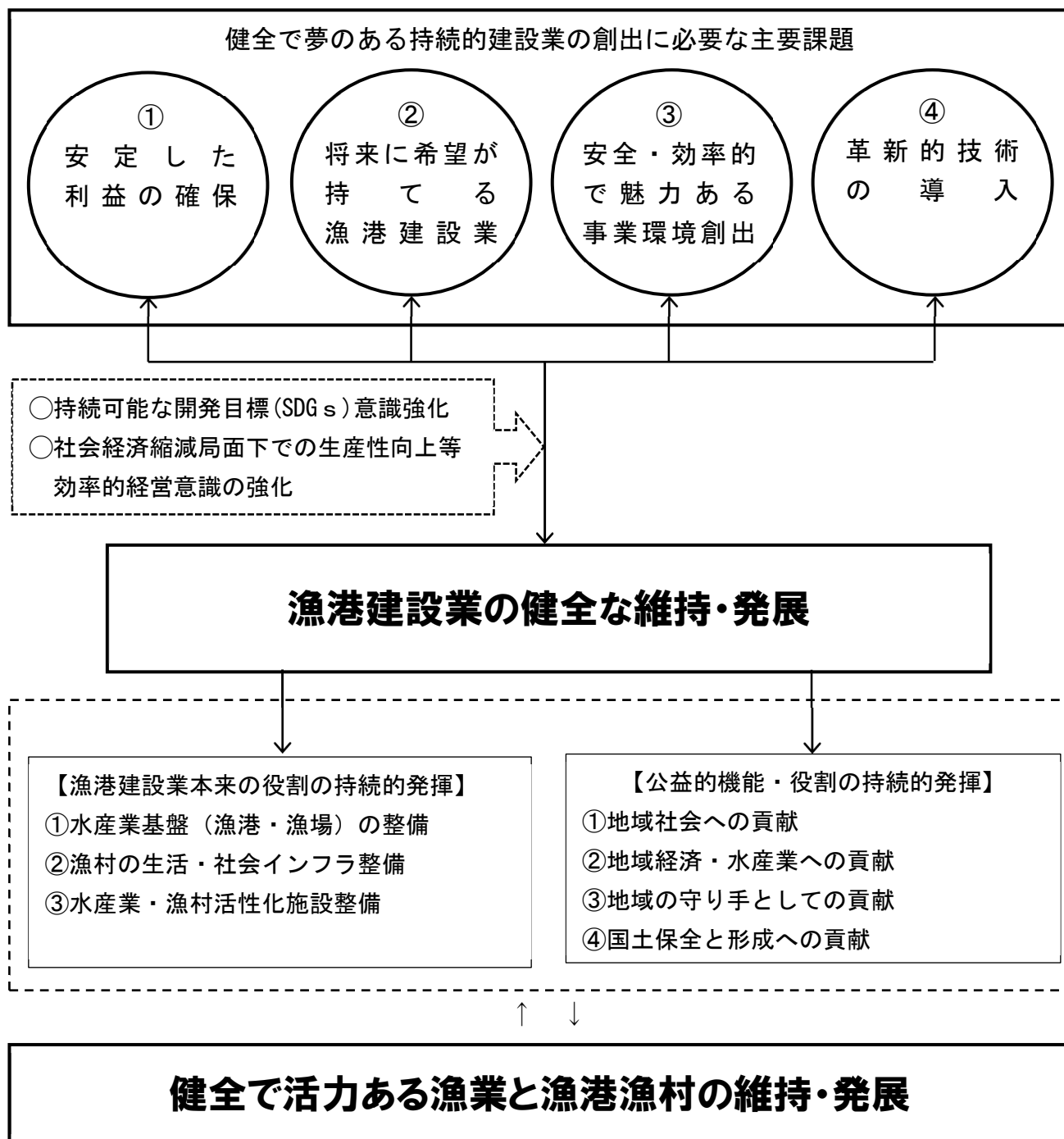


図 4-2-2 新漁港建設業の将来ビジョンの目標の全体イメージ

## (2) めざすべき課題と目標

### 1) 安定した利益の確保

#### (基本的考え方)

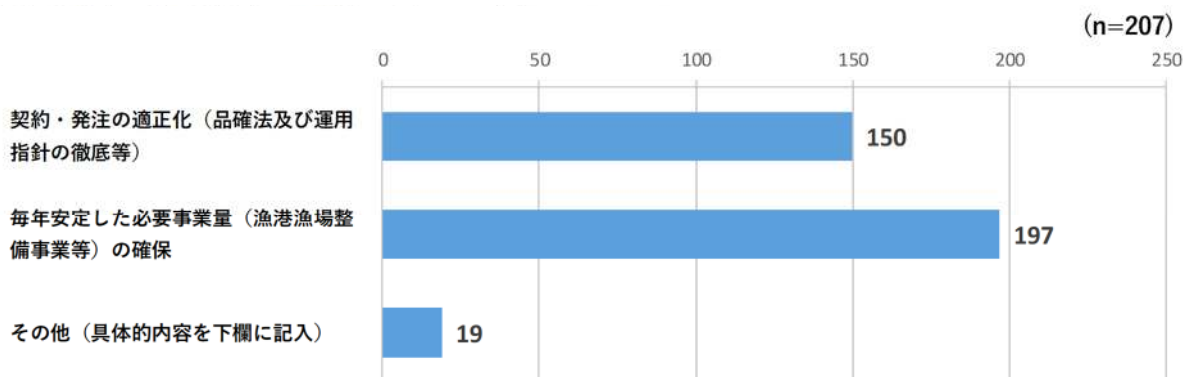
漁港建設業が、本来の役割である漁港・漁場など水産業の生産基盤や漁村の社会インフラ整備に加え、「地域の守り手」など公益的役割を持続的に発揮していくためには、まずは、企業経営上の安定した利益の確保が不可欠である。

全国に立地する漁港建設業は、災害時における応急復旧や地域の漁業活動等を支えるいわゆるエッセンシャルワーカーとして重要な役割を果たしている。これら機能を果たすためには、安定した収益の確保により企業経営が健全に維持される必要があり、なかでも、海上からの啓開作業や漁業支援を考えた場合作業船等の役割が大きく、これら機材が健全に維持されなければならない。このためには、水産基盤整備事業をはじめとして漁港建設業の企業経営が健全に維持できるうえで必要な工事量（工事費）の確保が必要である。

また、漁港建設業は、他の公共事業と異なり、国の直轄事業が少なく大半が都道府県または市町村事業であること、また、多くが離島・半島などへき地で行われること、さらには、過酷な海象条件の中で行われることから、適正な利潤と担い手確保には、個々の工事において適正な契約発注が行われるよう、品確法及び同運用指針の徹底等が図られることが不可欠である。しかし、漁港関係工事の現場においては、回航費や小規模工事等において、標準積算と実態との乖離問題が多発するなど多くの課題を抱えていることから、これら入札・契約行為等の適正化が図られるよう強力に取り組む必要がある。

#### (アンケート調査結果)

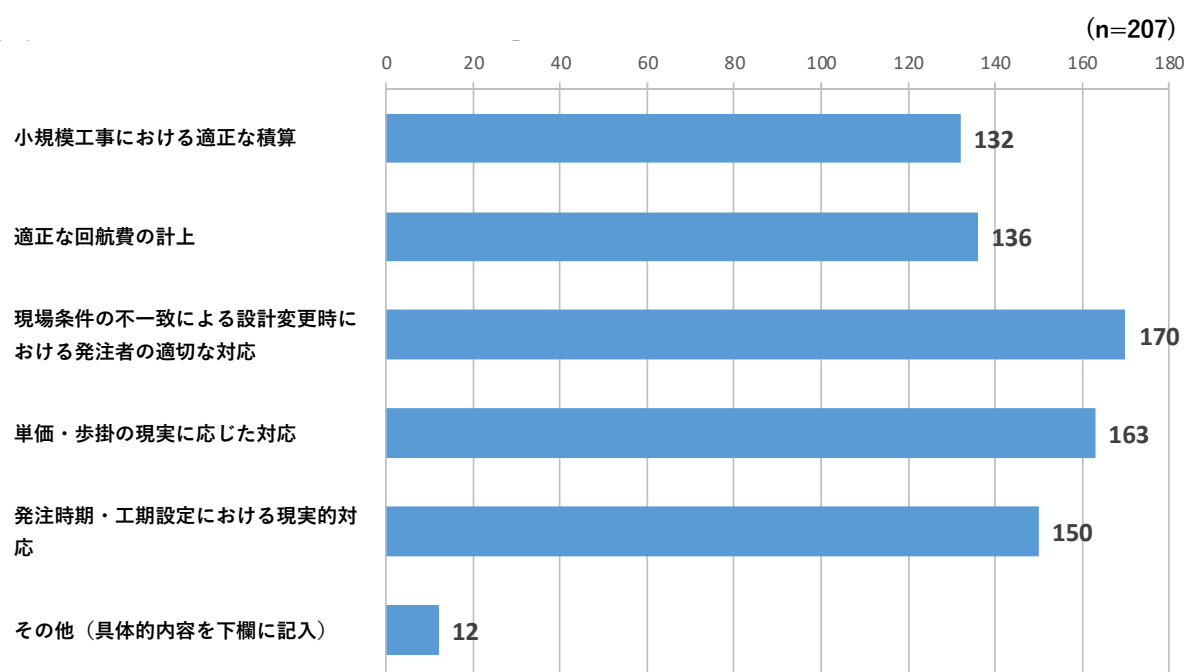
全漁建会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業が安定した利益を確保するうえで重要な課題としては、まずは、毎年安定した漁港漁場整備事業等の必要事業量の確保、次に、品確法や運用指針の徹底等による契約・発注の適正化の2つの課題に強い関心が示されている。



資料－(一社)全漁建会員アンケート

図 4-2-3 漁港建設業が安定した利益を得るために必要なものについて

また、「契約発注の適正化について関心のある課題」として、現場条件の不一致による設計変更時における発注者の適正対応を求める意見を筆頭に、単価・歩掛の現実に応じた対応、発注時期・工期設定の適正化、小規模工事における適正な積算、適正な回航費・避難回航費の計上、などを求める意見が挙げられている。



資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-4 漁港建設業における「契約発注の適正化」について関心のある課題

## （目 標）

漁業地域における漁港漁村等の社会インフラ整備に加え、地域の守り手としての機能の発揮に必要な企業経営上安定した利益の確保に向け、水産基盤整備事業を始め毎年必要な予算の確保を図るとともに、個々の工事において適正な利潤の確保があげられるよう、標準設計と施工実態との乖離問題の解消や現場条件の不一致による適切な設計変更等に向け、品確法及び運用指針の徹底に取り組む。

### ①公益的機能の持続的発揮に向けた必要事業量（事業費）の確保

#### ・企業経営の健全な維持に必要な水産関係公共预算の総枠確保と適正な地域配分

漁港建設業に関連する事業は、漁港漁場整備にかかる水産基盤整備事業に加え、農山漁村地域整備交付金（海岸整備、漁村整備等）や災害復旧事業等を含めた水産関係公共事業が主な柱となっており、これら水産関係公共预算の安定的な確保と各都道府県への適正な配分に向け、国をはじめ関係機関に働きかける。

#### ・地域の守り手等として必要な工事量を確保

近年増加している台風・豪雨等による流木やがれき等による漁港の埋塞災や台風・津波等に



よる海水の越流入被害から漁港漁村の復旧を行うには、作業船等が不可欠であり、地域の守り手としての機能を維持するため、これら機材が維持可能な事業量の確保に向け取り組む。  
(参考値：作業船等の年間維持経費を目標として設定 ※参考 1 参照)

・ **市場・荷捌き所や製氷・冷凍・冷蔵庫など関連非公共事業予算の活用**

漁港の有効活用等を支援する漁港機能増進事業、荷捌き所や冷凍冷蔵庫等の水産関係施設を整備する浜の活力再生交付金、漁村の滞在型交流促進施設等を支援する渚泊対策事業など非公共の関連事業予算の活用も可能であり、漁業地域の活性化に向け、これら予算を効果的に活用する。

② **品確法・同運用指針の徹底（入札・契約制度の適正化）**

・ **品確法及び同運用指針の徹底に向け技術委員会の機能強化と活性化**

(一社)全日本漁港建設協会において、標準設計と施工実態との乖離問題の解消や現場条件の不一致による適切な設計変更等について議論する場である技術委員会の機能強化及び活性化を図り、標準設計と施工実態との乖離事例集の作成、水産庁や発注者等との意見交換機会の増加・内容充実等により、着実な問題解消を図る。

・ **積算基準講習会等を通じた設計積算と実態との乖離問題の理解増進**

契約発注の適正化については、改正品確法や運用指針において明確に位置づけられていることから、これら法的位置づけや現場で実際に発生している乖離問題等について積算基準講習会等を通じた説明を強化し、発注者等の理解増進を図る。

・ **設計コンサルタントの海上工事に係る技術力向上**

漁港や海岸など海上工事に不慣れなコンサルタントによる現場条件が適切に反映されない設計を防ぐため、設計コンサルタントに対し海上工事に係る技術情報の提供に努めるとともに、必要に応じて技術力向上を要請する

・ **回航費・避難回航費など入札契約の適正に向けた技術開発の推進**

入札契約の適正化に向けては、積算と実態の乖離を「見える化」し理解を求める必要がある。このため、海上工事においてウエイトが大きい回航費・避難回航費の実態に応じた対応や荒天リスク清算型や適正な供用係数の算定を支援する技術開発を推進する。

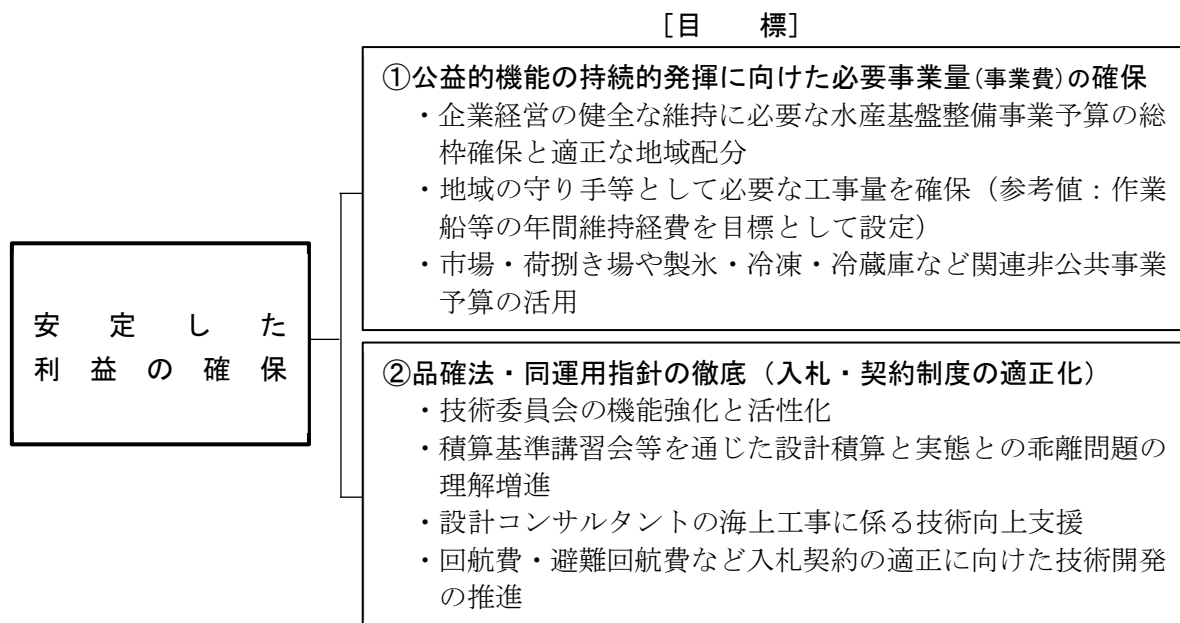


図 4-2-5 安定した利益を確保するための漁港建設業構築のための目標設定の考え方

#### （参考 1）公益的機能発揮に必要な事業量の試算根拠

わが国沿岸域に津波や高潮等の被害が発生した場合、約 50 km の範囲の応急・復旧等を一つの業者がカバーするとした場合に必要となる最低限の事業量を限界工事量として設定している。

具体的には、全国沿岸線（海岸線総延長 33,937km）に 2,790 漁港（令和 2 年 4 月 1 日現在）が立地しており、この 2,790 漁港の維持補修と周辺の漁村も含めた災害対応を行うのに必要な漁港建設業者の数としては、一の業者が、地域の拠点的作用を有し一定の勢力を有する第二種漁港以上の漁港（738 漁港）を中心にその周辺の小規模な第一種漁港 3 漁港をカバー（計 4 漁港をカバー）すると想定した場合、738 業者必要となり、各々の沿岸線のカバー範囲は 46.0km（≒約 50km）となる。

つまり、沿岸約 50km 間隔に 738 の健全な漁港建設業者が存在すれば、全国沿岸のどこで災害が発生した場合でも、作業船、重機および機材が準備を含めて 3 日以内に到達し、災害対応が可能と考えたものである。従って、限界工事量としては、この 738 の漁港建設業者が、日常的に作業船、重機および機材を維持するために必要な年間事業費（約 2.1 億円/隻・年）を最低限確保しなければならないとして、1,530 億円/年（≒2.1 億円×738 社）としている。



図 4-2-6 漁港建設業による公益的機能発揮に必要な事業費の試算

## (参考 2) 漁港建設業関係事業費

漁港建設業に関連する事業は、漁港漁場整備にかかる水産基盤整備事業に加え、農山漁村地域整備交付金(海岸整備、漁村整備等)や災害復旧事業等を含めた水産関係公共事業予算を経営の主体にしているが、一方で、漁港の有効活用等を支援する漁港機能増進事業、荷捌き場や冷凍冷蔵庫等の水産関係施設を整備する浜の活力再生交付金、漁村の滞在型交流促進施設等を支援する渚泊対策事業など非公共の関連事業予算の活用も可能であり、これら予算を効果的に活用することが期待される。

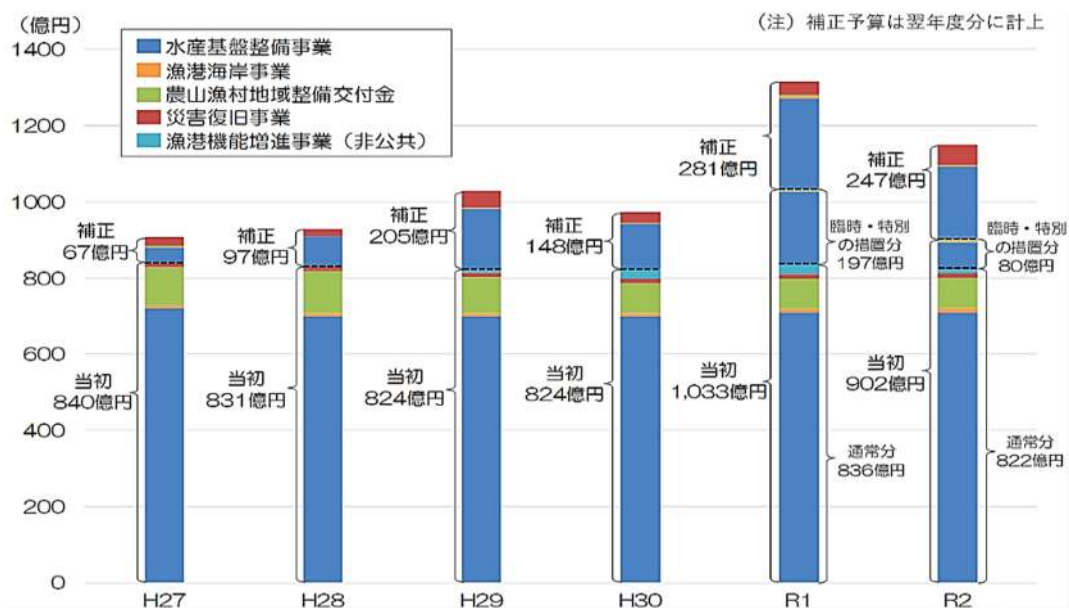


図 4-2-7 水産基盤整備事業関係予算の推移

## 2) 将来に希望が持てる漁港建設業

### (基本的考え方)

漁港建設業は漁業の基盤整備を主とする産業であり、その健全な発展には漁業の活性化が基本的条件と言える。しかし、近年、水産資源の低迷等から漁業生産量が低調な状況にあり、水産基盤整備等における漁業インフラの整備においては、沿岸環境の整備や新たな漁場開発、さらには、養殖環境や適地の確保により漁業の底上げを図り、水産業の活性化に重点をおくことが重要である。

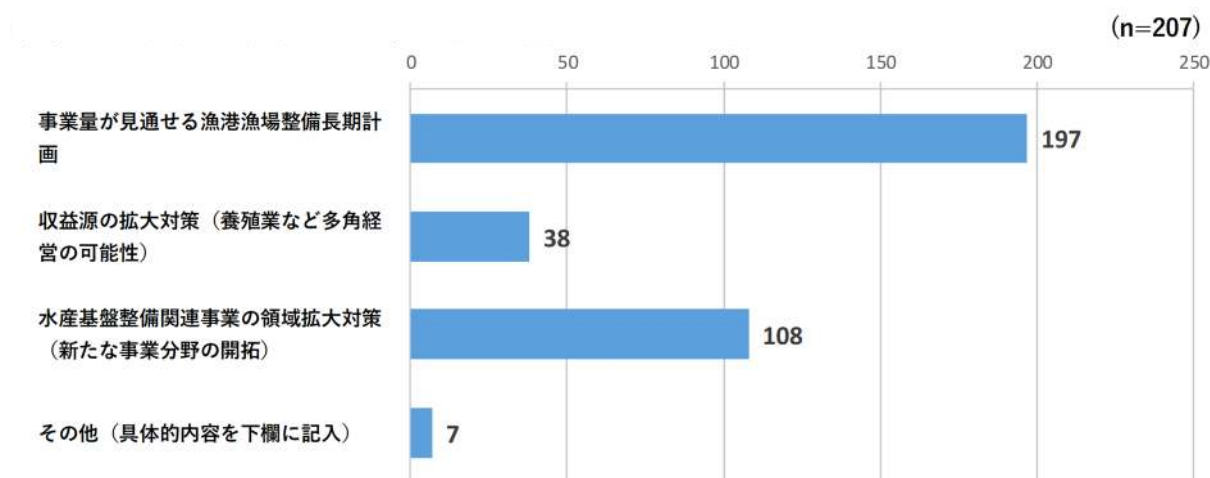
そのうえで、漁業の根拠地として、また、水産業の競争力強化に向けた漁港整備を推進するとともに、漁業地域が有する自然や伝統文化などの地域資源を活用し、漁村への集客効果を高め漁村を再び元気にすることが期待される。新型コロナウイルス禍のなか、東京一極集中ではなく地方分散をすべきという考え方や動きも出てきており、漁港漁村は漁業地域を支える一つの社会であることから、今一度漁港漁村が国民から着目されるよう、必要な対策を講じていくことが求められる。

このような中、これらインフラ整備を支える漁港建設業においては、海洋・沿岸部での工事を主とすることから作業船や重機などが必要であり、これら高価な資機材確保に向けた投資を行うためには、業界の将来をある程度見通せることが重要である。また、若者などの国内の担い手確保に向けても将来を見据え希望の持てる安定した職業は魅力的な要素である。

このためには、政府計画である漁港漁場整備長期計画等において、今後取り組むべき重点課題が整理されるとともに、将来がある程度見通せる事業量の明示と直轄事業による新漁場開発等新たな事業分野が拡充されるなど夢のある計画策定が必要である。また、漁港関係施設の機能維持や漁業地域の活性化等を視野に、漁港等の維持管理業務や漁港ストックを活用した地域産業への参入等、新たな事業領域への進出により収益源の拡大策に取り組むことも重要である。

### (アンケート調査結果)

全漁建会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業を「将来の見通し」の持てる業界にするために必要なものとして、事業量が見通せる漁港漁場整備長期計画、次に水産基盤整備事業における新たな事業分野の拡大など領域拡大対策、さらに、養殖業など多角経営分野の拡大対策などが挙げられている。

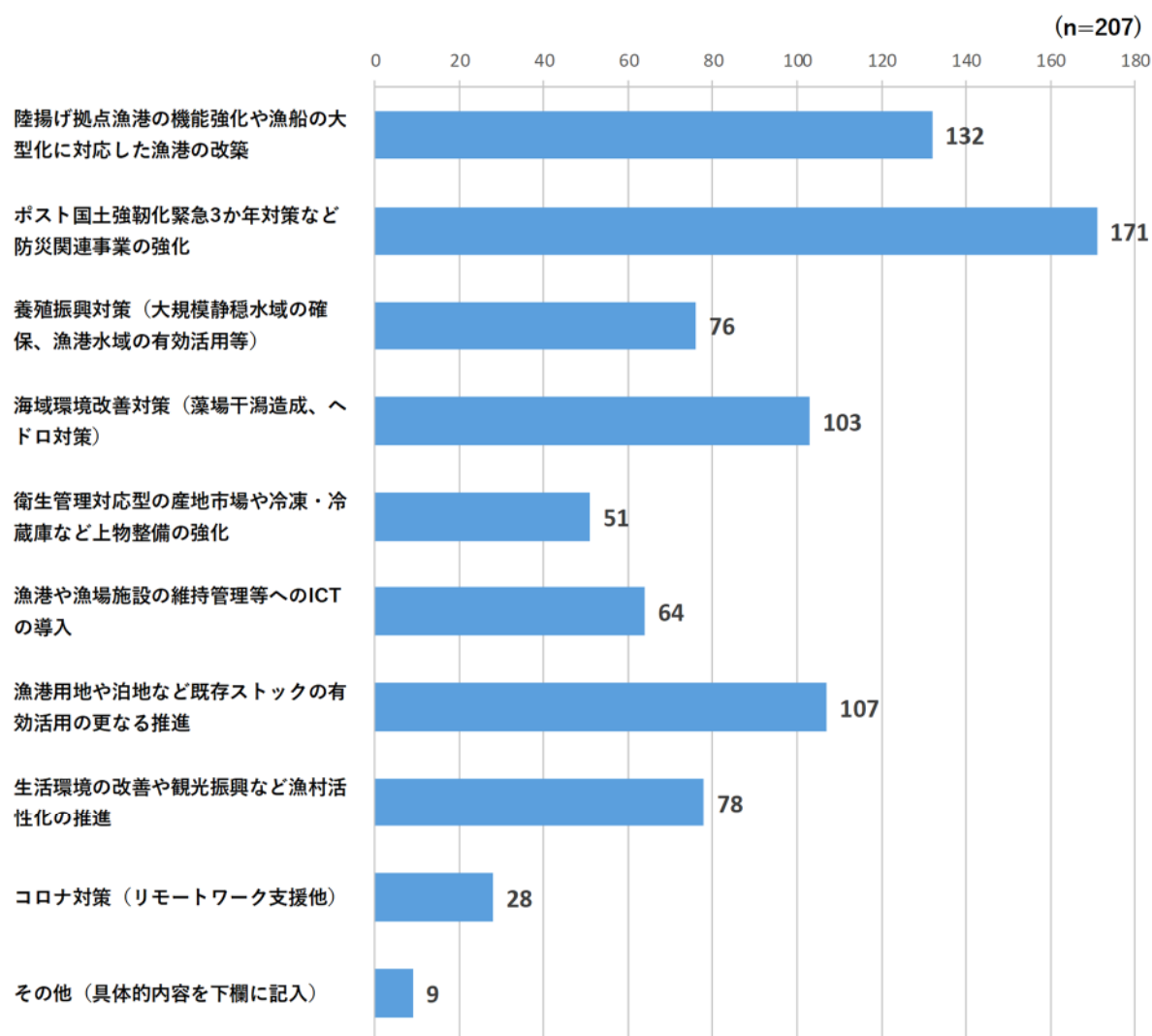


資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-8 漁港建設業が将来を見通せる業界にするために必要なもの

また、次期漁港漁場整備長期計画において、強化を期待する分野としては、第一にポスト国土強靱化緊急3か年対策をはじめとした防災・減災対策、次に、漁業活性化に向けた漁場環境改善対策等の漁場整備、陸揚げ拠点漁港等の整備、漁港泊地や水域など既存ストックの有効活用の順で挙げられている。

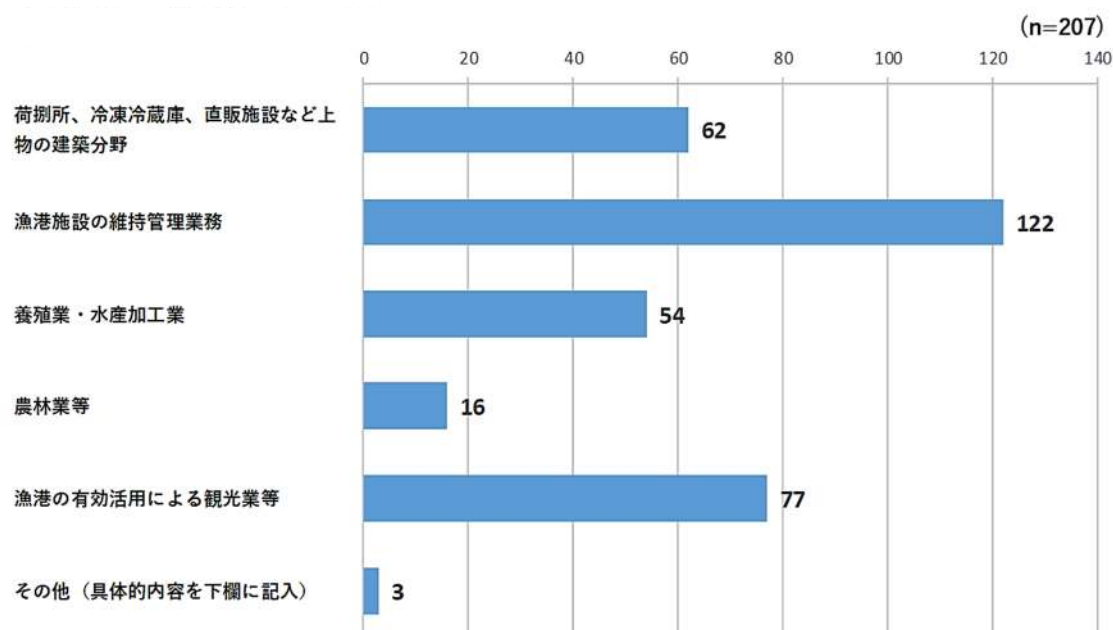
さらに、収益源の拡大対策としては、漁港施設の維持管理業務、漁港の有効活用による観光業・養殖業、荷捌き場・冷凍冷蔵庫等の上物整備の順に関心が示されている。



資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-9 次期漁港漁場整備において期待する事業分野について





資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-10 収益源の拡大対策として関心がある分野について

## （目 標）

水産政策の改革や地球温暖化の進行など漁港漁場整備や漁港建設業をとりまく状況は大きく変化しており、次期漁港漁場整備長期計画においては、まずは、これら環境の変化を踏まえた力強い漁港漁場政策を示すとともに、その達成に向けた必要な事業量の明示を求めている。

次期漁港漁場整備長期計画に期待する事業としては、水産政策の改革や地球温暖化の進行など漁港漁場整備や漁港建設業をとりまく環境の変化を踏まえ、まずは、水産資源の回復など漁業の活性化対策として、沿岸漁場の環境整備、新たな漁場開発、大規模静穏水域の確保や既存ストックを活用した養殖対策等が重要であり、そのうえで、漁業の根拠地として、また、地域社会の核としての漁港や漁村の整備促進が期待される。

また、近年増加・激甚化する豪雨・台風災害対策、また、南海トラフ地震等の大規模地震災害等も念頭にポスト国土強靱化対策は待ったなしであり、重点課題としての位置づけが不可欠である。

次期漁港漁場整備長期計画においては、これら重点事業の整理に加え、その達成に必要な事業量を盛り込むことを国始め関係機関に働きかけていくとともに、当該計画を突破口として、計画に位置付けられた重点課題の効果的な解決に向けた新たな事業制度の創設が図られるよう積極的に取り組むものとする。

### ①次期漁港漁場整備長期計画への反映等今後の重点事業として期待する事業

#### 1) 水産日本の復活にむけた漁場生産力の向上

- 藻場・干潟の再生や海水温暖化対策など漁場の生産力向上対策
- 大規模静穏域の確保や広域的な赤潮対策など積極的な養殖環境の整備
- 直轄事業等による新たな大規模漁場の造成・開拓

## 2) 温暖化等に備えた安全安心のための国土強靱化対策

- 沖波・設計波の点検・見直しと防波堤・堤防等の機能強化
- 施設の効率的な維持管理と老朽化施設の機能保全対策
- 災害対応力の強化（迅速な流木対策や再度災害防止のための改良復旧）

## 3) 漁港の衛生管理対策・流通機能の強化

- 漁船の大型化、陸揚げの効率化等に対応した漁港機能の強化
- 資源管理、流通の効率化に対応した IT 化の加速
- 新型コロナウイルス対応も踏まえた漁港の衛生管理対策の強化

## 4) 分散型国土形成に向けた漁村の活性化

- 新型コロナウイルス対応も踏まえた地方分散型拠点としての漁村の位置付け・活性化
- 観光や養殖等の場としての漁港の有効活用のさらなる推進

また、漁港の利用規制緩和の一層の推進等により漁業地域の活性化に資する養殖業や観光業などの取り組みや、市町村管理漁港など技術者が不足する漁港の維持管理業務など、漁港建設業者による事業領域の拡大を図ることにより、企業経営の安定に資する取り組みを推進する。

## ②事業領域の拡大による多角経営分野の開拓

- ・漁港の有効活用による養殖業や観光業の展開など、多角経営機会の拡大
- ・市町村管理漁港の日常点検作業や小規模災害時の復旧支援など漁港の維持管理業務

## [目 標]

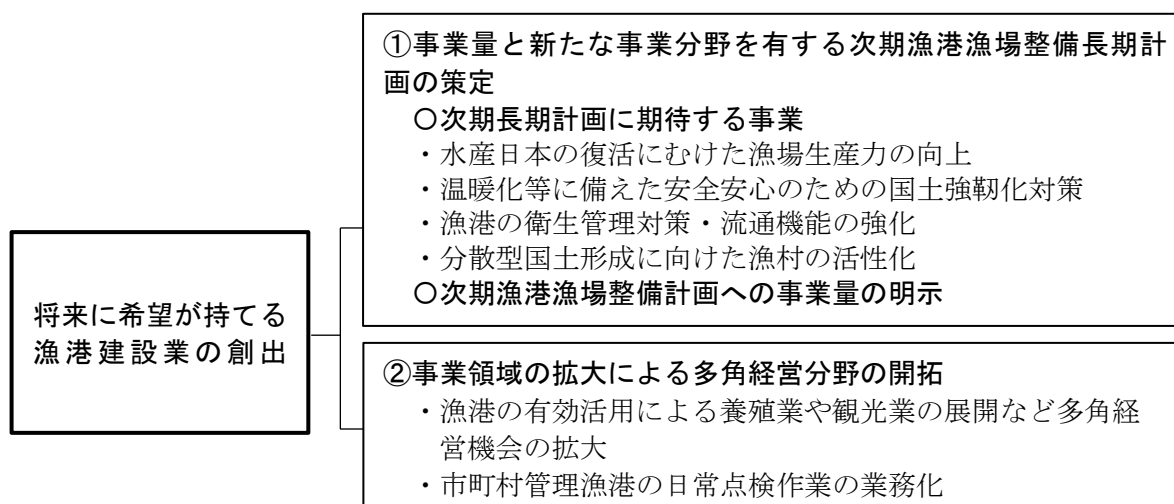


図 4-2-11 成長する漁港建設業構築のための目標設定の考え方

### 3) 安全・効率的で魅力ある事業環境の創出

#### (基本的考え方)

#### ○魅力的な事業環境の創出

漁港建設業は海上工事が主であるため、現場作業が波浪や風速など気象海象状況やノリ養殖などの漁業活動に左右されることが多いことから、工期の制約により計画的な休日確保が難しく、働き方改革への取り組みが遅れている。また、同様に、漁港建設業における工事は、波浪条件が厳しい海域での防波堤整備や海中部におけるマウンド造成など、労働条件が厳しく施工管理や品質管理が困難な現場が多いことから、ICTの導入やプレキャスト化の推進等により生産性の向上や品質管理の効率化を急ぐ必要がある。

このため、休日確保など働き方改革やICTの導入やプレキャスト化の推進など最新技術の活用による生産性の向上を図り、安全かつ効率的で魅力的な事業環境の創出を推進するとともに、頑張っている技能労働者が適正に評価されるようキャリアアップシステムの導入等を推進し、漁港建設業を魅力ある産業に再生する。

また、構造的な担い手不足の解消に向けて、建設業は、これまでの3Kイメージを脱却し、若者や女性にも魅力ある産業（新3K：給与、休日、希望）への再構築を図ることが求められている。漁港建設業は、離島や辺地などでの現場業務が多く従業員が家族と離れる時間が長いことから、新3Kに家族を加え（「新3K+1」）、従業員に加えその家族も大切にする漁港建設業を目指す。

また、地方において不足が顕著である若年労働者の確保を図るため、全漁建本部を中心に「新3K+1」など漁港建設業の魅力的な取り組みの積極的な発信を行うとともに、全漁建各支部会員と地域の高校や大学等との連携強化によるリクルート活動の強化により、担い手の安定的な確保を目指す。

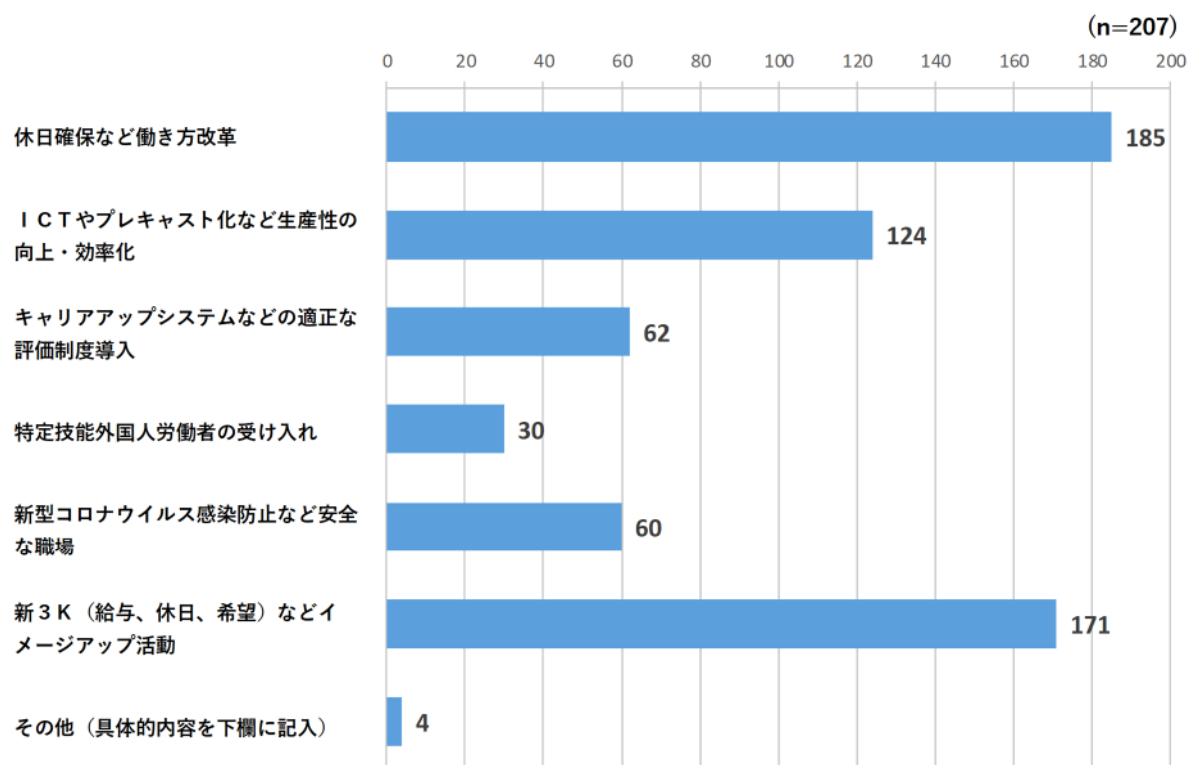
#### ○新型コロナウイルス対策

公共事業は、社会の安定維持の観点から、感染症災害発生時の緊急事態においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者であることも踏まえ、漁港建設業は、新型コロナ対策として、積極的な三密防止や換気対策などの現場や実態に即した感染防止対策を図ることにより、業務の継続に努める必要がある。

このため、国土交通省による「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」などにに基づき、現場や実態に応じた感染予防対策を徹底するとともに、企業経営者は自ら講ずる感染対策の見える化を推進し、地域社会や発注者からこれら取り組みの実施企業が適正に評価されるよう必要かつ効果的な対策を推進する。

#### (アンケート調査結果)

(一社)全日本漁港建設協会会員へのアンケート調査結果によると、「安全かつ効率的で魅力ある労働環境」を創出するうえで必要なものとしては、まずは、休日確保等の働き方改革、続いて、新3K（給与、休日、希望）などのイメージアップ活動、ICT等の導入による生産性の向上対策、適切なコロナ対策など安全な職場の順で挙げられている。



資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-12 漁港建設業で「安全かつ魅力的な事業環境」を創出するために必要なものについて

## （目 標）

漁港建設業にかかる安全かつ効率的な就労環境の改善及び若年技能者をはじめとした人材・担い手確保に向け、働き方改革の推進、生産性の向上、適正な技能評価制度の導入など魅力的な事業環境の創出とともに、新型コロナウイルス感染症からの安全安心な職場環境の構築に向け、以下の対策を計画的に推進する。

### （魅力的な労働環境の創出）

#### ①働き方改革等による3Kの打破と、新3K（給与・休暇・希望）※+1（家族）への転換

- ・適切な工期設定や休日確保など、働き方改革を推進

休日確保については、「休日確保評価型試行工事」の拡大等により、原則週休2日を目指しつつも、離島などの地域性に配慮し、4週8休など柔軟な休日確保を推進する。また、自然条件や漁業との調整から工期が制約され、長時間労働の要因となることから、国庫債務負担行為等の積極的な活用により、工期の平準化を要請するとともに、令和2年10月1日施行の改正建設業法に基づき、残業時間の一因となっている著しく短い工期の禁止の徹底等を求める。これらを通じ、改正労働基準法に基づく2024年度施行の時間外労働の上限基準順守を達成する。

#### ②ICTやプレキャストなど新技術の導入等による安全性・効率性・生産性の向上

- ・ICT活用工事やプレキャスト部材活用工事の普及・推進

現場でのICT工事やプレキャスト工法については、その導入促進に向け、標準歩掛の策定を支援するとともに工事実施の事例集の作成普及を推進する。また、現場条件を適切に反映して

いない設計書が工事遅延の要因となり生産性そのものに大きく影響することから、設計施工一括発注方式の試行やコンサルタントによる海洋工事に関する設計能力向上を支援する。

### ③キャリアアップシステムによる技能労働者の育成・確保

#### ・技術者の経験と知識が適正に評価されるキャリアアップシステムの導入・定着化

経験と知識が適正に評価され技能労働者の処遇改善につながるキャリアアップシステムについて、そのメリットの見える化などインセンティブ措置の検討や他の建設関係業界の動向を注視しつつ導入を促進する。

### ④特定技能外国人労働生受け入れ制度の活用

#### ・職種「土工」等による特定技能外国人の受け入れ

漁港建設業の多くは、全国津々浦々の漁港や漁場の整備を主に担当しているが、海上工事には台風や冬季風浪などにより季節的に多くの工事制約期間が生じるため、その間、海上以外の工事にも対応が必要な場合には、多能工な職種として設けられた「土工」を活用し、特定技能外国人労働者の受け入れを検討する。

### ⑤新3K（給与、休日、希望）などのイメージアップ活動等

#### ・漁港建設協会会員が取り組む魅力的な事業活動の積極的な広報

地域の守り手など漁港建設業が果たしている公益的役割に加え、働き方改革や生産性の向上などに取り組む企業の魅力的な事業活動や地方での暮らしの魅力を広く国民や市民に周知するため、HP、SNS、広報誌などを通じ積極的な広報に取り組む。

#### ・全漁建各支部会員による地域の高校や大学等との連携強化によるリクルート活動の展開

若年技術者の確保を図るため、地方の高専や大学等と連携し漁港建設業の魅力を伝えるとともに、必要な場合は、全漁建が中心となって首都圏の大学等に学生募集するなど地方の漁港建設業の採用を支援する。

#### ・若者や女性の活躍の場の提供

技能労働者として若者や女性の参画を支援するため、事業環境のイメージアップを図りつつ、計画的な休日確保など働き改革に向けた取り組みや専用トイレなど女性が働きやすい職場環境の整備等を推進する。

（新型コロナ感染防止対策を中心とした安全・安心な労働環境の見える化）

### ⑥効果的な新型コロナウイルス感染防止対策

#### ・現場における社会的距離の確保

国土交通省による「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」などに基づき、Web会議やリモート検査の導入など現場や実態に応じた非接触、遠隔化、省人化による感染予防対策を推進する。また、現場の工事事務所や休憩所の設置・拡張等については必要な費用を計上する。

#### ・新型コロナウイルス感染防止対策の適正実施評価システムの検討・導入

チェックリストを用いた新型コロナ対策の実施状況の点検・確認とその評価制度の導入を検討し、企業による新型コロナウイルス感染防止対策のインセンティブ向上を図るとともに、対策のモニタリングと適正な評価による実効性の確保を図るよう努める。

### ⑦新型コロナウイルス対策

#### ・工事中止・休止等の適正な対応



感染者が発生、またその危険性がある場合は、工事中止・休止など適正な措置を講じる。その際、海上の静穏確保など工事における適正な工期を逸することになることから、設計変更や部分引き渡し、監理技術者配置の緩和など適正な対応を講じる。また、その手続きが煩雑であると、時間を要するとともに、申請自体見合わせる事態も発生することから簡素化を図る。

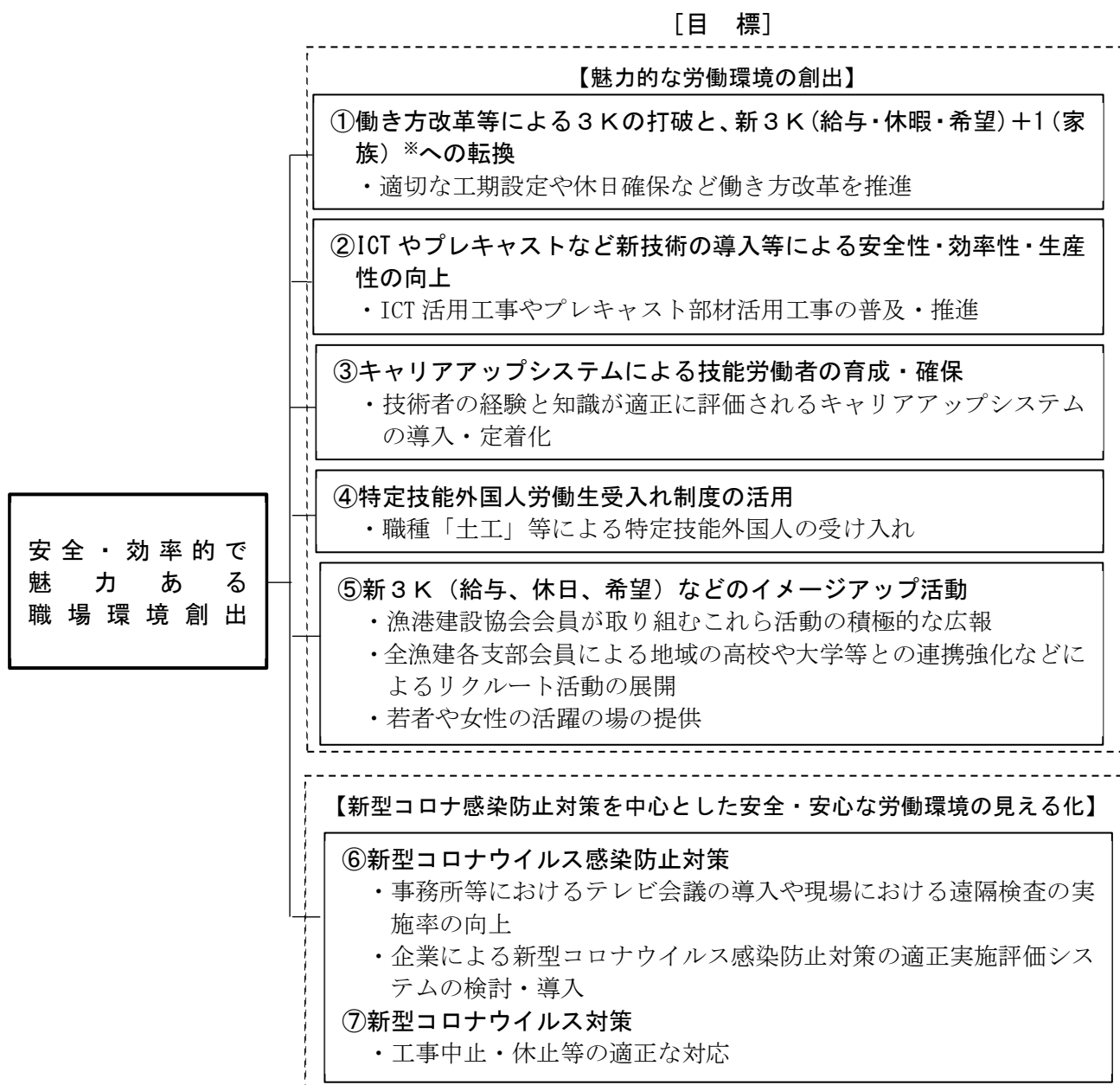


図 4-2-13 魅力ある漁港建設業構築のための目標設定の考え方

※新３Ｋとは、近年担い手の減少・高齢化が進む建設業の担い手確保に向けて、国交省が提唱する給料、休日、希望の新たな３つのＫを念頭に、建設業の就業環境改善を念頭に置いた施策的キーワードである。

## 4) 革新的技術の導入

### （基本的な考え方）

技術は建設業が抱える各種課題を解決する基本となる手法である。漁港建設業にかかる技術開発については、これまで、漁港施設維持管理業務への ICT 化など漁港漁場整備長期計画に位置付けられた課題や回航費にかかる入札・契約問題の適正化など会員からの要請に応じる形で順次進められてきた。なかでも、漁港施設の効率的な点検業務を支援する「漁港施設点検システム」、品確法にかかる課題として生産性の向上を支援する「プレキャスト（残置型枠）工法」にかかる技術開発が進んでおり、これらはいずれも、インフラメンテナンス大賞（国土交通省）を受賞するなど高い評価を得ている。

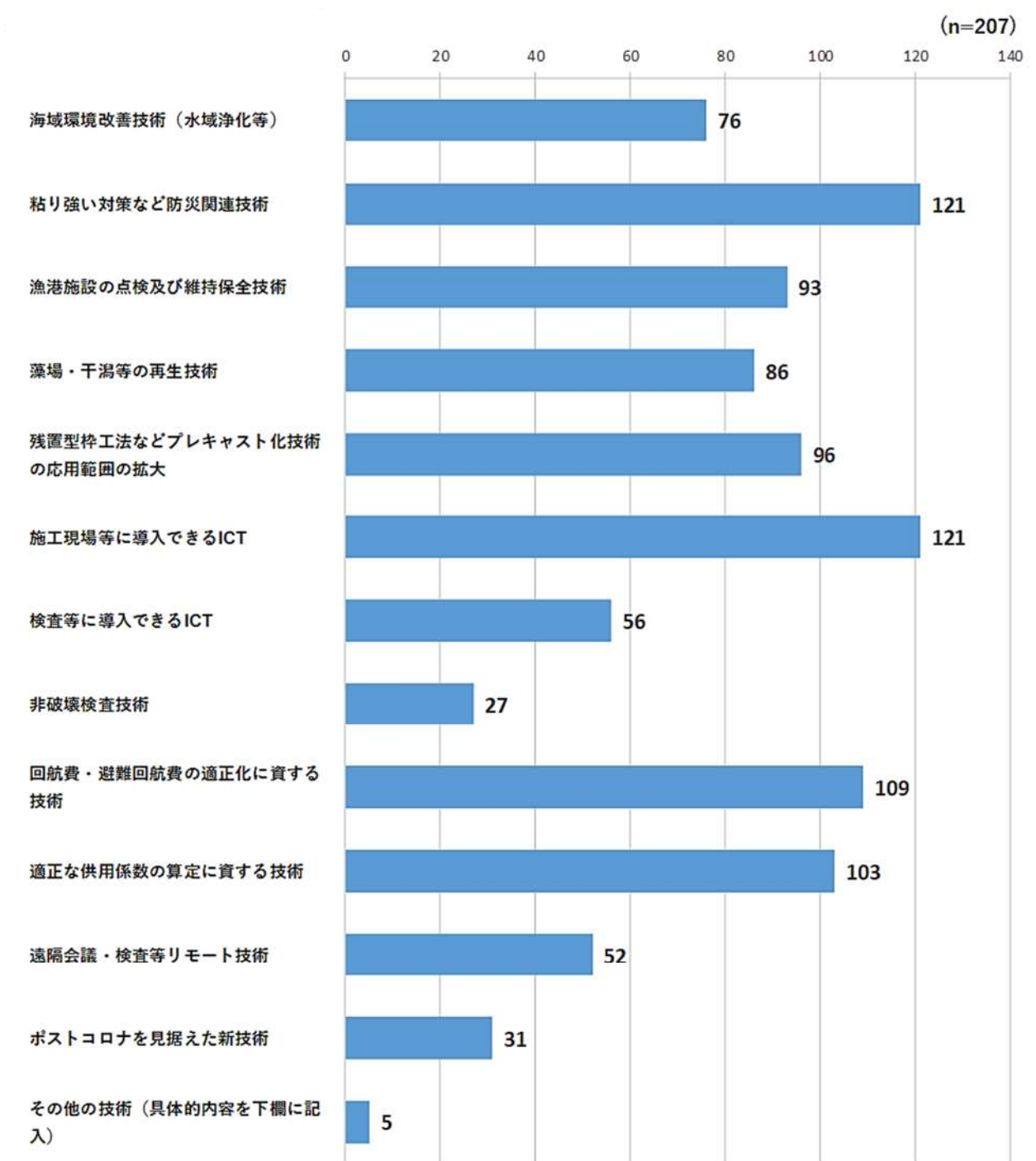
また、直近では、会員からの要請の高い回航費等の適正化を支援する技術として「作業船位置・回航情報システム」や、水産政策改革を支援する技術として、養殖場等海域の環境保全を効率的に実施する「環境維持保全工法」に関する研究開発が進められている。

今後とも、漁港漁場整備長期計画や水産改革等の政策実現、陸上工事と異なり作業環境が厳しい海域での工事が主となる漁港建設業の施工にあたっての労働生産性向上や品質管理の高度化、さらには、引き続き課題となっている入札契約の適正化やコロナ対応に向けた技術など、漁業や漁港建設業の現場からのニーズの変化に適切に対応し、需要や社会的意義の大きい分野における新技術の開発が必要である。

また、海あるいは海に近接した工事に携わる漁港建設業が独自に有する、潜土工技術や塩害防止技術、石積工法や歴史的趣のある船小屋建築等失われつつある景観形成技術など、漁港建設業者は、これら貴重な伝統工法・特殊技術の維持・継承にむけ努力することも重要である。

### （アンケート調査結果）

（一社）全日本漁港設協会会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業において革新的技術開発が必要なテーマとしては、津波等に対して粘り強い構造などの防災減災技術、回航費・避難回航費などの適正化に資する技術、適正な供用係数算定に係る技術、施工現場に導入できる ICT 技術、藻場干潟の再生技術など幅広いテーマがあげられている。



資料一（一社）全漁建会員アンケート

図 4-2-14 漁港建設業において必要な革新的な技術開発テーマについて

## （目 標）

技術開発には時間を要する場合が多いため、可能な限り先を見通した計画的な対応が必要である。このため、長期的視点をもった技術開発課題と開発スケジュールなど目標を持った対応が効果的であり、会員企業の関心事項も踏まえつつ、研究会の活動等を通じ、以下の課題について積極的な技術開発を推進する。

### （漁港建設業における戦略的技術開発テーマと開発課題）

#### 1) 水産関係政策の実現を支援する技術（政策実現支援技術）

- 漁場や養殖適地の確保に向けた海域の環境維持保全技術
- 水産生物の産卵生育の場として重要な藻場の保全・再生技術
- 粘り強い構造等国土強靱化支援技術（フラップゲート式防波堤やPCによる施設の補強技術等）
- 漁港施設の効率的な維持管理を支援する技術（スマホを活用した漁港施設点検システム等）

#### 2) 働き方改革・生産性向上を支援する技術（生産性向上等支援技術）

- 現場施工及び品質管理への ICT の導入技術（水中ドローン等）
- 漁港施設へのプレキャスト化導入技術（残置型枠工法、PC 人工地盤デッキ工法等）
- リモート現場管理の高度化、省力化、コロナ対策支援技術

#### 3) 契約発注の適正化を支援する技術（契約発注適正化支援技術）

- 回航費・避難回航費の適正化を支援する技術（作業船位置・回航情報システム等）
- 荒天リスク清算型や適正な供用係数の算定を支援する技術（供用係数算定システム等）

#### 4) その他

- 石積防波堤や船小屋など伝統的漁港施設整備技術の維持保全

なお、既に技術的には完成度の高さが評価されている残置型枠工法については、さらにその普及・活用推進に向けて、漁港既存ストックの有効活用施策を更に推進するなど利活用の場の拡大に向けた技術開発や標準歩掛の設定に向けた活動を推進する。

## 〔目 標〕

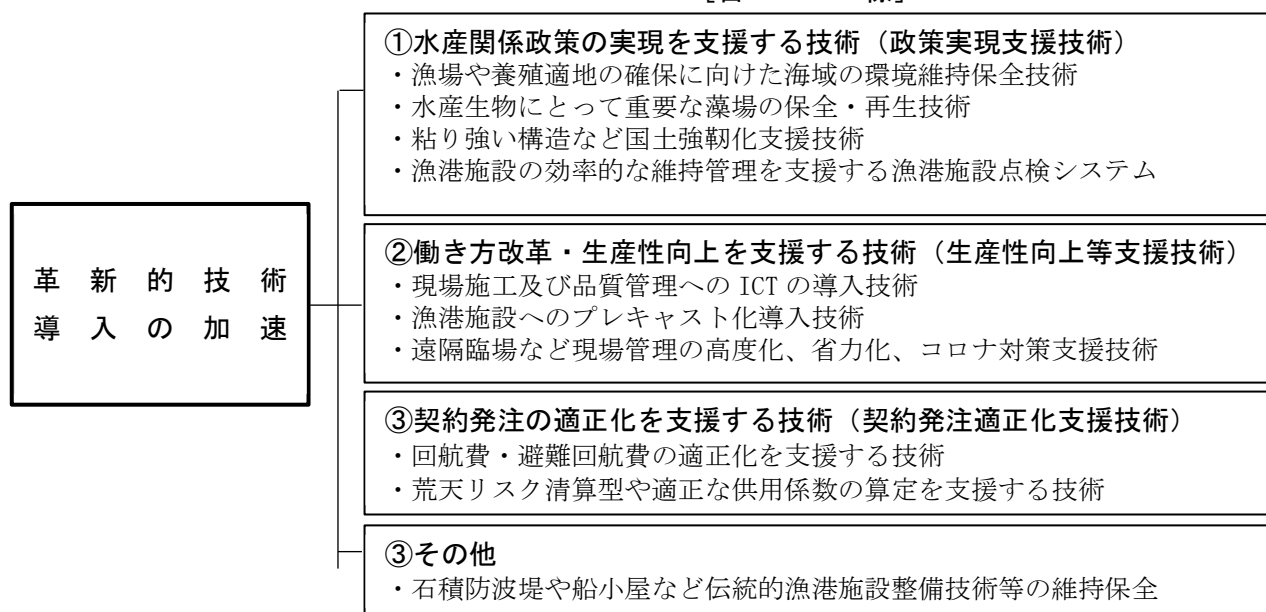


図 4-2-15 政策実現と産性の向上等を支援する技術の導入のための目標設定の考え方

### 4-3. 新漁港建設業将来ビジョンの達成に向けて

近年の状況の変化に応じて策定した新漁港建設業将来ビジョンが、円滑にその目標を達成していくため、漁港建設業界は、以下の認識を共有しながら、具体的実践に取り組んでいくこととする。

#### (1) SDG'sの実現に向けた取り組みの推進

SDG'sは、持続可能な世界の実現を目指し、世界全体が協働で取り組むべき目標設定とその実現に向けた国際的な約束と言え、わが国もその達成に向け積極的に取り組んでいる。また、この目標と実践は、政府だけに課されたものではなく、あらゆるセクターが参加したパートナーシップに委ねられている。漁港建設業においても、ジェンダー、雇用、地球環境保全とクリーンエネルギー、技術革新イノベーションなどその活動に直結した課題が示されている他、海の豊かさを守るという目標は、漁業・漁港漁村の活動全体に大きく関わると同時に、それらを前提として成り立つ漁港建設業とも直結している。漁港建設業は、SDG'sの理念、目標を尊重し、さまざまなセクターとの連携を視野に、自らができることに積極的に取り組むことで、持続可能な世界の実現の一翼を担う。

#### (2) コンプライアンスの維持

本ビジョンの策定の趣旨にもあるとおり、地域を支える漁港建設業者は、災害対応など地域の守り手として、また、地域社会や地域経済への貢献、さらには、国土の保全と形成など自他ともに認める社会的責任と使命に希望と誇りをもって活動してきた。今後とも、この希望と誇りをもって将来にわたり社会的貢献を果たすため、漁港建設業者は、公正な市場競争のもとコンプライアンスを維持しつつ国民に信頼されるよう事業活動に取り組む。

#### (3) 積極的な地域貢献

漁港建設業は、漁業の生産基盤や漁村の環境整備など漁村社会と極めて密接な関係を有しており、その維持発展には、漁村社会そのものの発展に依存するところが多い。このため、漁港等のインフラ整備と併せて、漁村社会が健全に維持発展できるよう、日頃の漁業支援や海浜清掃、地域のお祭りなどの伝統行事への参加支援など、積極的な地域貢献活動に取り組む。

#### (4) 災害対応などエッセンシャルワーカーとしての活動強化

近年、豪雨や台風の多発・巨大化などにより全国的に災害が多くなっており、改正品確法に位置付けられたように、緊急災害対応にかかる建設業の役割が重要になっている。東日本大震災においては、東北3県の漁港や漁村は壊滅的な被害を受けた。その際、自ら被災しつつも、被害を受けた故郷の復旧・復興に向けて、地元漁港建設業者は懸命に尽力した。漁港建設業者は、漁業地域におけるエッセンシャルワーカーである。南海トラフ地震などこのような災害の発生は引き続き懸念されているところ、漁港建設業者は、漁業地域におけるエッセンシャルワーカーとして更なる活動強化に取り組む。

#### (5) 市町村の技術者不足支援

漁港を有する市町村の技術者不足は深刻な問題であり、漁港の整備のみならずその維持管理や災害対応の面での支援が不可欠である。このため、全漁建では、関係団体との連携により市町村の技術者不足支援策として設置した「水産基盤整備・維持管理にかかる市町村支援のための連絡協議会」を



通じ、積算基準講習会の実施、市町村からの相談受付をおこなうとともに、特に、近年対応が遅れている流木災などの市町村管理漁港の災害対応を実施する。また、地元の建設業者においては、日常や災害時の漁港点検業務や応急復旧業務へ等地域の守り手としての支援を強化する。

#### **(6) 新型コロナウイルス感染症対策の見える化**

新型コロナウイルス対策などによる感染症被害は、自然災害と異なり、いつでも、どこでも、だれにでも起こり、当事者になり得ることから、漁港建設業においても、経営者から現場の作業員まで自分のこととして考える必要がある。特に、経営者は、安全安心な職場環境の構築と品質の向上にむけ、適切なコロナ対策をしっかりと講じるとともに、同対策を内部外部それぞれの人にわかるように見える化を図ることにより、外部からの企業評価の向上、また、内部からの信頼向上に努める。

#### **(7) 積極的な情報発信**

本ビジョンの所期の目的である「本ビジョンは、漁港建設業者の目標や励みになるものであると同時に、国民からの支持と理解が得られるものになることを目指す」上においては、漁港建設業者が果たす公益的役割や様々な活動を広く国民に理解されることが必要である。このため、全漁建本部が中心となって、これら情報について、HP 及び広報誌の内容充実、SNS などの新たなツールの活用等により、積極的な発信に努めるものとする。